

総務市民委員会記録

日 時	令和5年12月11日(月) 午前 9時59分～午前11時 8分 午前11時15分～午後 零時13分 午後 1時15分～午後 2時09分 午後 2時20分～午後 3時22分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎福元 愛 ○塚本竜太郎 内田 博紀 小川 学 小川百合子 永山 智仁 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長(加藤雅美) 危機管理部長(國井 潔) 総務部長(飯田晃一)次長兼人事課長(依田森一) 行政課長(橋本賢一郎)給与厚生室長(清水純子) 企画部長(小島利夫)経営戦略課長(保木 純) DX推進課長(畝山英晴) 財政部長(中山浩二)財政課長(岡村秀明) 債権管理課長(田崎喜一) 広報部長(松山正史) 市民生活部長(永塚洋一)スポーツ課長(小出嘉則) 市民課長(阿部信行)市民課パスポートセンター所長(田中義通) 消防局長(本田鉄二)参事兼企画総務課長(清水 徹) 参事兼警防課長(木村 厚) 住宅政策課長(藤田 真)保険年金課副参事(清水淳子) その他関係職員

午前 9時59分開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨を発言してください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案資料等を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は必要に応じ休憩を入れ、換気を行う場合がありますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第11号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議題第12号、令和5年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第14号、令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について、議案第20号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についての4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 では、第1区分につきまして質問させていただきます。補正予算、まずは消防局警防課の案件でございます。今回防火水槽撤去工事に係る工事費用が増額ということで、補正予算690万3,000円が計上されております。今回のような防火水槽撤去工事というのは1年に1回ぐらいあるというふうに事前にお聞きしましたが、今後どの程度想定されていきますでしょうか。残りあと幾つあるかお示してください。

○参事兼警防課長 防火水槽の今後の撤去の予定ですけれども、うちのほうでは例えば計画を立てて撤去するというのを今のところ考えておりません。地権者さん

の要望があって、その近くに水利がないとかになれば協議していったり、また壊すというようなことを考えております。年に1個ずつを大体計画しております。以上です。

○若狭 では次に、パスポートセンター事業についてお聞きします。こちらは、パスポート申請者の増加に伴い、今回の増額、補正予算であります。この増加傾向というのはどのような背景が考えられますでしょうか。また、この傾向というのは増えていきますでしょうか。お答えください。

○市民課パスポートセンター所長 まず、増加の原因なんですけれども、やはり新型コロナウイルスの5類引下げがあろうかと思えます。今年の1月ぐらいからたしか引下げに関する本格的な話が出てきたと思うんですけれども、それを契機に徐々に申請件数が増加してきておまして、今現在はほぼコロナ前と同程度の水準となっております。恐らく今後も同様の傾向が続くものと見込んでおります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。分かりました。残りはちょっと次の区分で質問させていただきます。補正予算については以上です。ありがとうございます。

○内田 それでは、議題となっております議案第1区分の補正予算案についてお尋ねします。まず、市民課のほうにお尋ねをいたしますが、戸籍住民基本台帳のマイナンバーカードへの振り仮名、ローマ字記載でございますけれども、この事務というのは、事業目的は何でしょうか。

○市民課長 まず、事業目的につきましては、まずマイナンバーカードの氏名、そこへ氏名の振り仮名と、あとローマ字を記載するというためにシステム改修を行うものでございます。もう一点は、戸籍に氏名の振り仮名というものがこれまでなかったんですけれども、これを振るためのシステム改修でございます。以上です。

○内田 これによって、マイナンバーの交付枚数等に変更は生じてまいりますか。

○市民課長 まず、交付枚数に関しての変更といったものは想定しておりません。して、マイナンバーカードを御利用いただく方が申請をいただいておりますので、徐々に件数が伸びているという状況でございます。以上です。

○内田 では、確認しますけれども、私はマイナンバーカードについては懐疑的な立場ではございますが、このマイナンバーカードをより交付枚数を増やしていくという措置には当たらないという確認でよろしいでしょうか。

○市民課長 マイナンバーカードに振り仮名、ローマ字が記載されるということは、やはりそのカードを御覧になる方がより分かりやすいといった表記の改修であるという認識はございます。以上でございます。

○内田 マイナンバーカードというのは、今世論から非常に批判を浴びている制度でございますので、その利便性向上の目的としてカードの交付枚数を上げるということについては、私は少し立ち止まって考えるべきだなと思っております。補正予算全体には賛成をいたしますが、この事務事業そのものは、マイナンバーカードの利用促進という目的であればちょっと足踏みしていただきたいなというふうに考えております。これは、全ての市町村一律なんですか。

○市民課長 御指摘のとおり、全国で行います。以上です。

○内田 続きまして、水道事業補助金の関係で財政課のほうにお尋ねをいたします。物価高騰がすぐ収まるとは見込めない中で、つなぎつなぎで今回も補正をしておりますが、仮に1年間通年でやった場合、事業を実施した場合、単純に計算すれば6倍になるんでしょうけど、事務費というのもありますので、その事務費を相殺した1年間実施したとした場合の経費をお示してください。

○財政課長 今回の補正予算の中で、水道料金の減免額そのものについては水道事業会計のほうで4億4,500万円、1回当たり、2か月分になります。4億4,500万円ということで予定しております。これは事務費を除いた金額でございますが、こちらを単純に6倍した金額が約26億7,000万円となりますので、通年で行くところの程度の減免になるのかなと考えております。以上です。

○内田 通年で実施した場合、事務費はどれくらいであると見込んでおりますか。

○財政課長 今回同様に事務費のほうは363万円という形で予算を見込んでおりますので、こちら一部重複等あるかもしれませんが、単純に細かく分けて6回やるというような前提に立てば、この6倍ということで約2,200万円になるかと思いません。ただ、御指摘のように最初から通年でやるという判断をした場合の費用については、現段階ではちょっと積算していないという状況でございます。以上です。

○内田 事務費というのは交付金を充てられるんでしょうか。

○財政課長 こちらも交付金の対象ということになります。以上です。

○内田 であれば、私は、この事業は大変有効なものであるし、歓迎するものでございますので、物価高騰が到底1年で収まるとは思えないので、最初から通年で実施をします。次年度予算にも反映していただければ、私は市民の方が安心していただけるものであるというふうに考えていますので、最後に通年実施を求めまして、議案第1区分の質疑を終わります。ありがとうございました。

○小川（百） 私は1点だけ、パスポートセンター事業について伺います。先ほど若狭委員からも質問がございましたが、パスポートセンター開設というのは令和元年でよろしかったでしょうか。

○市民課パスポートセンター所長 平成30年の10月になります。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。そうすると、その人員に関してはコロナ前と今回増やすというところで、その人員についてはどのようにしていくかお聞かせください。

○市民課パスポートセンター所長 今年度に入りまして、正規職員に関しては再任用の週3日の職員1名を増員しております。あと会計年度任用職員については1名を増員しております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。そうすると、コロナ前に比べても増やしていくというようなことでよろしいでしょうか。

○市民課パスポートセンター所長 コロナ前と現在で申請件数等の水準は同程度というところですので、ただコロナ前に比べて今度オンライン申請なども入ってくる

ということもありますので、人員体制は強化していく必要があるかなと考えております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。ちなみに柏市以外の利用実績というののはどのようになっておりますでしょうか。

○市民課パスポートセンター所長 パスポートセンターのほうで御申請になられている方のおおむね1割程度が柏市外の方となっております。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。このパスポートセンターというのは、申請に必要な写真と戸籍と証紙の売りさばき、全てがワンストップということではなかったでしょうか。

○市民課パスポートセンター所長 印紙、証紙に関しましては、パスポートをお受け取りのときに御購入いただくものですが、全てパスポートセンター、もしくはパスポートセンターの周辺で御準備ができるような体制になっております。ただ、戸籍謄本に関しまして、柏市以外の方で、流山市、我孫子市、共同発行をやっていないところにつきましては、マイナンバーカードがあればコンビニ交付が受けられますが、そうでない方は本籍地の市町村のほうで何らかの方法で取得していただく必要がございます。以上です。

○小川（百） ありがとうございます。柏駅前ということで、その立地と手続の利便性のよさがあるというふうに思っておりますので、今後とも広く市民の方に利用していただけるように努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○渡部 それでは、補正予算の特に地方創生臨時交付金について伺いたいと思います。本会議の中では、今年追加で交付されるのが5億円から6億円という答弁がありました。これは、最終的な金額というのがもう出ているのでしょうか。

○経営戦略課長 6億544万9,000円というふうにお示しがありました。以上です。

○渡部 そうしますと、今回水道料金の減免で4億5,000万円になります。そうすると、この残りの1億5,000万円というののはどのように使われるのでしょうか。

○経営戦略課長 今回交付分の繰越しについては、まだ不透明なところがございませけれども、2月補正等々で活用していくことになると思います。以上です。

○渡部 事業の選択をするとき、よくコロナのときは各課に投げていろんな事業をそれぞれ出してもらって選択をしたというような答弁があったと記憶しています。今回学校給食も、3か月分ですけれども、非常に若い世代の方に喜ばれています。11、12、1の3か月だったんですけど、あと2か月あれば年度内は無償になるんです。こういった給食の無償化などについては検討されたのか。例えば全てでなくても、中学3年生はもう最後だから無償にしようとか、いろんな事業を考えられたのではないかと思いますけれども、今回この交付金を活用するに当たって、どのように議論がされて、最終的にその水道料金の基本料金減免にたどり着いたのでしょうか。

○経営戦略課長 これまで9月補正等々でも計上された事業を中心に複数の事業から検討いたしました。その中で、今回はより早く、より広くその効果が及ぶ水道料

金の減免を中心とした議論をさせていただきました。以上です。

○**渡部** 先ほど繰越しについては、まだこれは確定していないというような御答弁でしたか。もし繰越しが国のほうで無理で、年度内に全て使い切りなさいということと言ったとき、今2月補正で残りの1億5,000万円は検討するような答弁がありましたけれども、2月補正で残りの金額を予算化して、仮に繰越しが駄目よというときに間に合うような事業というのはどんなことが考えられるんですか。また、あるんでしょうか、実際に。

○**経営戦略課長** 御説明が不足で申し訳なかったんですけども、事業の位置づけをした上での繰越しということはどうやらできそうなんですけども、位置づけなしの丸々の繰越しがまだ不透明ということで、一旦2月補正で事業の位置づけをして、その繰越しは可能かなと考えております。以上です。

○**渡部** この交付金については、今事業の位置づけをして繰越しが可能だという国のほうの方針だそうですから、これは本当に効果的な、市民が望んでいる、今の物価高騰に対して市民の暮らしを応援するような政策をぜひ期待したいと思います。2月補正、期待しておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○**山田** 今議論のありました地方創生交付金、これは本当にどうなっていくのかなと。臨時交付金ですけども、関心があるんですけども、まずちょっと確認したいことがあります。11月補正予算の歳入予算では前年度繰越しが4億円増額されると。大体ですね。補正後予算額は約13億円になっていると。13億107万円ですか。ただ、令和4年度の決算を見ると、一般会計の実質収支が56億1,994万円ですか。この差についてちょっと説明をお願いしたい。さらに、前年度の実質収支は適正に活用されているのかどうか。いわゆる臨時交付金の流れについてちょっと質問、お願いします。

○**財政課長** まず、今御指摘のあった前年度からの繰越金について御答弁申し上げます。御指摘のとおり、令和4年度の一般会計の実質収支、こちらが約56億円ございました。このうち財政調整基金条例の規定に基づきまして、その半分以上を編入しなければならないとなっております。今回は29億円を財政調整基金に編入したというところなんです。これ差し引きますと27億円ほど残っているところなんです。ただ一方で、当初予算、あるいはこれまでの補正予算、今回11月補正予算の案も計上しておりますが、前年度繰越金としてトータルで13億円ほど計上しております。これを差し引くと、残りが14億円ということで、まだ計上していないものがございます。こちらについては、2月補正予算等で今年度予算化を図っていきたいと考えております。適正に活用されているかという視点で申し上げますと、予算化を図ってしっかりと活用を図っていくと。例年このような形で対応しているというところがございます。以上です。

○**山田** ただ、この地方創生臨時交付金というのは、最初はコロナ感染症対策、これが、私の認識が悪いのか、だんだん地方経済、生活支援とか、そういうふうに少しずつずれてきているのかなと。ただ、ポイント、ポイントの勘定科目がしっかり

しているような政策の感じで、どうもその辺が私もしっくりしないので、ただやっぱり全体がコロナから進んで、経済体制、それから生活体制をしっかりと国のほうでも考えていくということでしょうけれども、今その残金が次の補正のほうにもいろいろ力を入れていくというんですけれども、このほかにも市の予算に計上すべきものとか何かというのは、臨時交付金の枠の中で手当てが市のほうに来ているものがあるんでしょうか。

○財政課長 まず、地方創生臨時交付金につきましては、先ほど経営戦略課長から答弁あったとおり、今回金額で、いわゆる推奨事業メニュー分として6億544万9,000円という形で追加の交付限度額についての通知があったということです。これに対して今回水道事業会計での基本料金の減免事業ということで約4億5,000万円ほど活用しているということで、残り1億5,000万円という状況になっています。これについては、先ほど渡部委員から御指摘あったとおりですけれども、2月補正であったり、繰越しがもしこの後、国のほうで認めるということであれば、6年度の事業であったりとか、もしくはこれまで5年度の予算の中で財政調整基金を活用して物価高対策というのもやってきておりますので、そういったものに活用することで、国から示された額についてはきちんと全てを活用していきたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○山田 繰越しを認めてもらえるかどうかという、その非常に肝腎なことですけれども、単年度消化で、例えば残ったやつは返すだとか、そういうような縛りというのは、この地方創生臨時交付金なんかには考えられていくんでしょうか。

○財政課長 説明不足の点があって申し訳ございません。繰越しについて、もう事業に着手しているものについては繰越しをしていいですよと。先ほど事業繰越しという言葉もありましたけれども、これについては通知が来ているところです。一方で、まだ未着手というか、まだエントリーしていないような事業、単に国のほうで予算を繰り越して、市としては6年度の事業で活用していくといった、これ本省繰越しというような言い方を国はしているんですけれども、こちらについては、まだオーケーといいますか、いいですよという話がないということです。仮にこれがいいですよという話になれば、今後、今年度予算であったり翌年度予算の中でしっかりと活用していきたいと。仮にこれが駄目ということになったとしても、今5年度で実施している事業の中でこれをしっかりと財源として充当する。決算の中で充当するような形で、国から示されたものについてはしっかりと全てを活用していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○山田 どうもありがとうございました。それで、地方公共団体が国のほうの地方創生の名の下に予算を事業によって分捕り合戦、取っていくというような感じが多過ぎるんじゃないかというふうに自分の頭の中で随分あって、地方公共団体の独自の施策だとかどんどん自主的にやるやつに国のほうから補助をもらいたいなど。つまり財源移譲のことですけれども、この昨今、国主導ばかりの感じですと来ているということが私なんか地方議員としてちょっと切ないなど。それだったら、お金を

全部交付税で落としてきて、それで地方の自主的な事業をどんどんやって、市民のため、国民のために動いてもらいたいというほうが何か政策が効果があるんじゃないかと、そういうような思いでずっと聞いているんです。よく分かりましたけれども、ただ本当に自主財源、自主政策ということが地方レベルでやっていかないと、これ大変なちぐはぐ、ちぐはぐで、どこまで行ってもすっきりしないような感じをずっと受けるもので、こういう地方創生という名の下にこの臨時交付金の形をお尋ねしましたけども、よく分かりました。ありがとうございます。所見があったらお願いします。

○**財政課長** 今の委員の御意見に全て答えられる内容ではないかもしれないんですけども、先日国のほうで議決されました今年度の一次補正予算、こちらには地方創生臨時交付金の増額ということも含まれているんですが、そのほかにも国税収入決算で上振れしたというところで、これを活用した地方交付税の増額といった内容も含まれております。こちらについては、今回の補正予算は特に緊急性が高いものを計上したところですのでけれども、こういったものもこれから分析、内容を確認した上で、今後の補正予算等でしっかりと活用していきたいというふうに考えているところです。私からは以上です。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○**委員長** まず、議案第11号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第12号、令和5年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第14号、令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 次に、議案第20号、令和5年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分

について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第1号、柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 では、私からはまず議案第1号についての質問です。こちらは、令和8年度の柏市での児童相談所開設に向けての人員確保として、国の基準である定員数117名の採用に向けて推進しているとお聞きしましたが、現時点での採用の進捗数と、そして今後の計画と年度ごとの目標採用数みたいなものがあればお示してください。

○次長兼人事課長 昨年度も定数条例のほうを改正させていただきまして、おおむね40名程度の採用ができております。この後、令和8年度に向けて社会福祉士であったり精神保健福祉士等の専門職を採用していくような形になっておりまして、来年度につきましては、6月と9月に試験を実施しておりまして、社会福祉士が17名、心理相談員が5名、精神保健福祉士が1名、計23名の合格者を出しております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。最近だと、申し込んでくる方が非常に少ないというような現状とかもあると思います。そこら辺を令和8年度の開設に向けてしっかり人員確保していくようなことをやっていただければと思っています。

もう一つ、次の質問なんですが、議案説明資料のほうを頂いた中で中核市との柏市の職員定数の比較というところがついていました。これに比べると柏市の職員数は少ないというふうに参考資料にございますが、この中核市というのはどこの市でしょうか。

○次長兼人事課長 中核市といいますと、柏市も中核市の一つになっていますけれども、全国の一定の基準を満たした自治体、普通の指定の都市よりも大きめの団体というんですか、そういった団体となっております。以上です。

○若狭 この中核市、例えば平均ですとか、そういった数値でのどこか事例を挙げたとしても、その自治体によって全然実情とかが違ってくると考えていまして、中核市に比べて柏市の場合は少ないという、この基準がどういうふうに捉えていけばいいのかなというふうにちょっと思ったところがありまして、質問させていただきました。柏市は、少ないからといって、それが問題があるかどうかというのはまた別かなと思ひまして、この資料の意味といいますか、そこをちょっと質問させていただきました。なので、柏市でちゃんと必要な定数というのは何なのかという、その調べる基準というのをしっかりしていかなければいけないなというふうに考えています。

続きまして、議案第17号についての質問です。特別職報酬審議会、こちらの第1回目のほうを私は傍聴させていただきました。この審議会の委員というのは8名いらっしゃって、ちょっと申し上げますと、柏市ふるさと協議会会長、そして筑波大学教授、連合千葉東葛地域協議会柏・我孫子地区連絡会の代表の方、千葉銀行柏支店長、それと麗澤大学学長、そして沼南商工会会長、柏商工会議所監事、社会福祉協議会の評議員、弁護士、そして市民からの公募委員が1名といった8名のメンバーで構成されていました。市民公募の委員が1名のみということで、市民からの意見を反映するような審議会というのなかなか難しいんじゃないかなというふうに感じましたが、これについてはどうお考えでしょうか。

○給与厚生室長 委員の構成についてなんですけれども、柏市特別職報酬等審議会規則にのっとりまして、本市の区域内に主たる事務所を有する公共団体を代表する者として、委員も挙げていただきましたが、柏商工会議所、柏市沼南商工会、柏市社会福祉協議会、柏市ふるさとづくり協議会連合会、連合千葉東葛地域協議会柏・我孫子地区連絡会、それから学識経験者ということで、麗澤大学、筑波大学、千葉銀行柏支店、弁護士ということでお願いをしております、その他市長が定める者ということで、こちらについては公募委員に参加をいただいているものでございます。こちらの選定については、前回平成29年度の審議会に御参加いただいたような状況を基に勘案をいたしまして、この委員の構成で問題ないものとして決定したものでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。このメンバーでいきますと、本当に私としては実際に生活に困っている市民の方の意見をもっともっと吸い上げた上で審議していかなければいけないなというふうにこの特別職の報酬については考えておりまして、例えば大学の教授ですとか、こういった専門知識のある方というのは、こういったプロフィールで、どのような知識にたけているのかというのは、こういったプロフィールなども公表していただくとよいかなというふうに思いました。ぜひとも今後、審議会というところ、もっともっと市民参加できるような会にしていくようにその審議会の人選についての基準も設定して、見直していく必要もあるかなというふうに考えております。ありがとうございます。

続きまして、議案第18号についてでございます。こちらは、柏市一般職職員の給

与条例の改正ということで、人事院勧告に基づく今回の改定ではありますが、職員の給与について上がるということに対して、柏市民からの声というのはどのような声が届いているんでしょうか。何かそういったことって入っていますでしょうか。

○給与厚生室長 柏市民の声ということで、具体的に直接いただいているものは現時点ではございません。以上です。

○若狭 ありがとうございます。もう一つ、そうしたら職員からの意見というのは何か声が上がっているものんでしょうか。職員からの声というのは、この件に関して例年上がってくるものなんでしょうか。

○給与厚生室長 職員の声ということでございますが、こちらの議案の提出に当たっては労働組合のほうと交渉いたしまして、確認書を交わしてから提案するという流れになっております。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。労働組合からの声を吸い上げた上で反映しているということで分かりました。ありがとうございます。なかなか私もちょっとお話を市民に伺うと、民間で働いている人の中では、例えば賞与が2か月分支給されるというふうな契約だったんだけど、何の通告もなしに、支給されてみたら1か月分しかなかったとか、そういったことが結構あるという方のお話とかも聞きました。そのような社会情勢をもっと受け止めていく必要があると考えています。そういった役割が私たち議員の役割であるとは感じていますが、こういったことも柏市としてもしっかり受け止めていかなければいけないと。意見も吸い上げていかなければいけないなというふうに考えております。今後そういったこともやっていただきたいと思っております。

続きまして、第19号についての質問です。こちらは、扶養の範囲内で働きたい方のための改正でございますけども、パートタイム会計年度任用職員のうち全体の何割の人が今回対象になってくるんでしょうか。

○給与厚生室長 大体6割から7割程度と見込んでおります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。そうすると、大体3割から4割の方はもしかしたら給与が上がるということになる。これを改正せずにそのまま上げてほしいという方もいらっしゃると思うんです。そういった方の意見や配慮というか、そういったことにも耳を傾けていく必要があるというふうに考えていますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○給与厚生室長 確かに委員のおっしゃるとおり、3割から4割程度の職員については扶養の範囲外で働くという働き方を選択しているものということで認識をしております。今回の条例、この議案の中に遡及についても提出してございますが、勤勉手当の創設ということも御提案してございます。その中で、今回は勤勉手当創設ということで、条例の案なんですけれども、具体の手續の中で、この遡及につきましては、来年度から勤勉手当の対象となる働き方を選択した職員につきましては遡及の対象にするという手續をする方向で事務を進めております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。この議案に関しては以上で、次に第22号の議案の

ほうについての質問であります。今回柏市手数料条例の一部を改正するというところで、令和6年3月1日から施行されるということでもありますけども、結構タイトなスケジュールでの対応になってくると思います。こちらの業務負荷への懸念については、どのように対応していくかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

○市民課長 今委員から御指摘ありましたとおり、令和6年3月1日から戸籍の全国的な広域交付が始まりますので、私どもといたしましては、システム改修は終わっておりますので、あとは市の職員のほうでしっかりと業務のほうを把握して、市民の皆様にはしっかりサービスを提供できるように今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○若狭 人員は、増やしていくという予定はあるのでしょうか。

○市民課長 人員につきましては、同じ人数で対応していく予定です。以上です。

○若狭 分かりました。では、職員の皆様に負担ができるだけかからないような効率よい業務をぜひとも推進していただきたいと思っております。システム改修が既に終わっているということは、これは勉強不足かもしれませんが、もう令和4年度のほうの予算とかで計上されているということですか。決算で終わっているということでしょうか。

○市民課長 御指摘のとおり、システム改修につきましては、4年度、5年度で改修が終わっておりまして、もう具体的に国のほうが最終的なシステムのテストを行っていて、そろそろテスト環境は整うという状況でございます。

○若狭 ありがとうございます。第2区分につきましては、私からは以上です。

○内田 では、議案第2区分につきましては、第1号、第17号について質疑をいたします。まず、第1号でございますけれども、今回の第1号は職員定数条例改正案でございますが、今回の改正には、今後定年延長がありますけれども、定年延長に関係する改正というのは含まれているんですか。

○次長兼人事課長 定年延長につきましては、人材確保として46人ということで考えております。以上です。

○内田 そうすると、内訳としては46人が定年延長に係る人員増で、それ以外の方々は事務事業に必要な人数という解釈でよろしいのでしょうか。

○次長兼人事課長 そのほかにつきましては、児童相談所の設置に向けた人員配置ということで50人、それと再任用短時間勤務職員、これは減少しますので、それに伴って23人、そのほか消防救急体制の強化等におきまして8名ということになっております。以上です。

○内田 人員増につきましては、今後増加する事務事業については具体的にどのようなものを各担当課から聞いておりますでしょうか。

○次長兼人事課長 先ほど申し上げましたが、まず児童相談所であったり、福祉関係、障害福祉であったり生活支援関係、その辺ですね。主なものはそちらとなります。以上です。

○内田 今回教育委員会のほうも人員増となっておりますが、これはどういう理由と

聞いていますか。

○次長兼人事課長 教育委員会につきましては、先ほども申し上げましたが、定年の引上げの関係と再任用短時間の減少によるものということで、8名の増員としております。以上です。

○内田 教育政策課のほうからは、義務教育学校の開設に係る人員増ということは何聞いていないですか。

○次長兼人事課長 今現在各部署から人員の要求をいただいております。査定をしているところです。教育委員会のほうからも同様に人員の要望が来ております。この定数の範囲内において職員の割り振りをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 所管課から上がってきた人員要望には応えざるを得ないというところもありますけど、やはり教育委員会につきましては今義務教育学校というのが非常に世論を二分するような議論にもなっておりますので、そういうところにも注目していただいて、どういうふうに配置するのか、事業を前に進めていく方向にいくのかどうなのかということもはっきり精査していただいて、対応していただきたいと思っております。職員の採用の計画、先ほど若干議論がありましたけれども、今後の具体的な採用計画を年次別にお示してください。

○次長兼人事課長 採用の計画につきましては、今後定員管理計画等を策定して、実施していきたいというふうに考えておりますが、その年度年度によって退職者数、そういったものも変わってきますので、一概に先を見据えた形でというのは設定しにくいところではございますが、計画の中でもその辺含めていきたいというふうに考えております。以上です。

○内田 今後退職する数というのは分かるわけなので、そこを埋めていくという作業は必要ですし、退職者の人員、今回人員増ですので、退職者不補充という方針をこれまで柏市は若干取っていたところもございますが、退職者不補充は今後行わないということによろしいですか。

○次長兼人事課長 いわゆる現業職といったところで、給食調理であったり収集業務、そういったところについては今後委託化を進めていく市の方針でございますので、その分については補充はしないという形になります。そのほかにつきましては、基本的には退職した分の補充をしていくということになります。以上です。

○内田 今回現業のほうからは人員の増員、減員についての要望というのは上がっているんですか。

○次長兼人事課長 現業職につきましては、特に所属のほうからそういった要望というのは上がってきておりません。これも市の方針として、現業職につきましては退職者不補充ということですので、そのような状況になっております。以上です。

○内田 現業職を減員するという、退職者不補充をしていくということは、背景に民営化、民間委託の強化ということも考えられますので、その点は慎重に考えてい

ただきたいです。議案については賛成するものでございますが、現業職の不補充については見直すべきですし、むしろ公的な業務を増やしていくべきだというふうに考えます。

次に、議案第17号についてお尋ねをいたしますが、特別職職員給与、議員報酬の条例改正案でございます。まず、先ほども議論がございました公募委員ですが、公募委員の選任基準をお示してください。

○**給与厚生室長** 公募委員につきましては、行政課に希望の分野を登録している方がいらっしゃると思いますので、その中から選任をいたしました。以上です。

○**内田** その登録というのは、どのように決めていくのでしょうか。

○**給与厚生室長** 行政課のほうで、こういったような審議会の委員について、公募委員を引き受けるような意思のある方の登録の制度の事務を担当しておりまして、その中で私どもとしては行政運営ですとか、そういったような分野について興味がありますとか引き受ける意思がありますというようなことで、登録されている方の中から選定をいたしました。以上です。

○**内田** もし行政課でお答えいただけるようならばと思うんですが、いらっしゃると思うんですけれども、これは審議会で、特に給与とか報酬とかに精通している方だけではなくて、市の一般的な審議会への登録という理解でよろしいんですね。

○**行政課長** 基本的には、何か特定の分野に対して精通している人に対してお願いするというのではなくて、無作為抽出で、こちらのほうから審議会の公募を希望されますかということで文書をお送りしまして、この分野で希望しますというふうなお返事をいただいた人、その方に対して、ちょうど附属機関の選任の機会があったときに、こういった附属機関、今公募委員募集しているんですけど、就任されますかということで呼びかけをして、それでオーケーいただいた方に就任いただくという形になってございますので、特段こういった分野に精通しているとかということを対象にしてお願いしているという制度ではございません。以上です。

○**内田** そうすると、なぜ特別職報酬審議会にふさわしい人物かということを経済厚生室のほうでは判断できるのですか。

○**給与厚生室長** 先ほども申し上げたところではございますが、御本人が行政運営等の分野に興味があって引き受けたという御意志があるところでの登録ということがありましたので、そういったところを勘案して選定をしたものでございます。以上です。

○**内田** ちょっと分かりにくいのは、行政課のほうは特に分野は定めないということになっているというふうに聞こえたんですね。給与厚生室は、その分野に関心があるというふうに聞こえたんですが、これは私の整理が誤っていますかね。

○**行政課長** 説明が不足して申し訳ございませんでした。登録いただく際に、興味のある分野というのを登録していただくんです。先ほどお話しあったように、行政運営であったりとか、あるいは福祉であったりとか教育であったりとか、そういったところについては、私はこれに興味がありますということで登録していただきま

す。担当部署のほうはその登録の名簿を見ながら、この人はこの分野に興味があるんだなというのを確認しながら、あとは年齢とか性別とか、その辺を勘案して、その人に声かけをするというふうな制度でございます。以上です。

○内田 その点は理解できました。それで、報酬審議会への諮問範囲というのをもう一回確認させてください。

○給与厚生室長 このたびの諮問につきましては、常勤の特別職の給料月額及び議長、副議長を含む議員の報酬の月額について諮問をしたものでございます。以上です。

○内田 つまり、賞与については人事院勧告に準拠しているという考えなんですよね。

○給与厚生室長 委員がおっしゃるとおり、期末手当につきましては審議会の審議、答申の対象外となっております。以上です。

○内田 そうすると、一般職については、一定程度公務員で格差が生じるといけないので、国家公務員に準拠する必要があると思うんですが、特別職は、また一般職とは違いがあると思うんですが、そこで特別職に人事院勧告を準拠する根拠というのはどこにあるんでしょうか。

○給与厚生室長 御指摘のとおり、人事院勧告の対象というのは一般職の職員でございますが、そのため一般職の職員については、原則として毎年の人事院勧告に連動しておりますが、常勤の特別職についてはそのようなことはございません。今回審議会において改定の額を検討していただくに当たり、審議の期間も限られることから、改定額の目安が必要と考えまして、事務局のほうより3つ提案したうちの1つの案として、人事院勧告に基づく案というのを提案したものでございます。以上です。

○内田 ちょっと私も不勉強で恐縮なんですけど、県内市町村及び千葉県において、特別職に人事院勧告を準拠していない自治体というのはあるんですか。近隣の状況をお示しください。

○給与厚生室長 近隣の状況についてですが、今議会においては特別職の給料月額について、議案を提出する近隣の自治体はございません。

○内田 やはり給料月額というところはございません。期末手当については、一律横並びという感じですか。

○給与厚生室長 県を始めとして、近隣の自治体等に確認しましたところ、今議会におきまして令和5年の人事院勧告に倣いまして、期末手当を0.1か月分ということで引き上げる議案を提案しているところが多うございます。以上です。

○内田 ちょっと整理したいんですが、期末手当については人事院勧告を準拠していて、給与について、報酬について、議員報酬は今回議論の対象外になっていますが、特別職、市長、副市長の給料月額というのは人事院勧告を準拠しているということなんですか、いないということなんですか。

○給与厚生室長 事務局といたしましては、先ほど申し上げましたとおり審議会に

提案したうちの一つがその人事院勧告を基にしたものということでございまして、そういったような案を基に審議会で御審議をいただきまして、答申をいただきまして、その答申の内容をもちまして議案として提案したものでございます。以上です。

○内田 今答申の話が出ましたので、答申に関係するところで、本会議でも議論がございましたが、労働者性という議論がございました。特別職に労働者性という定義はなじまないと考えるんですが、どういう背景で労働者性という答申を付したとお考えでしょうか。

○給与厚生室長 委員がおっしゃったとおり、本会議でも答弁させていただいたところではございますが、特別職は別の定めがある場合を除いて、地方公務員法の適用対象外であることから、柏市職員勤務時間条例で定める職員の勤務時間の適用対象外となっているところでございます。しかし、常勤の特別職においては、市役所の事務を管理、執行する立場にあること、職員を交えた協議に多くの時間を費やすことから、職員の勤務時間に合わせて庁内勤務を実施しているという実情がございまして。そういったような点から、審議会において労働者性があるものというように捉えていただいたのかなというように考えているところでございます。以上です。

○内田 議員のほうは、まだ答申をいただいてございませんけれども、市長と議員で労働者性があるかないかというのは一律に決められないですし、議員の給与を上げるべきかどうかはちょっと横に置いておいて、私たち議員も閉会中の市民相談や団体支援とか含めて、やはり働いているわけです。議案審査も行うし、一般質問も行うわけで、そういうところはやはり資料として報酬審議会に提示するべきだと思いましたが、もっと言えば特別職に労働者性があるというところの答申を丸のみしていくと、私はあまりいい結果が得られないと思うんです。そこら辺はどうお考えでしょうか。

○給与厚生室長 今委員がおっしゃりましたとおり、議員の方々につきましては市議会の活動以外でも広汎な活動をされておるということは承知をしておるところでございまして。その全ての活動において網羅するというのは難しいことというような認識ではございますが、可能な範囲で次回開催予定の審議会において資料を提供し、御審議をいただきたいということで、あとは特別職との報酬体系の違いなどについても、審議に際し、資料として提供を行いたいというように考えているところでございます。以上です。

○内田 物価高騰の波の中で、なかなかやっぱり一般職員の方は別として、特別職の給与及び賞与を増額するというのはなかなか理解が得られないので、時期をやはりしっかり精査するべきだったと思っています。そのことを申し上げまして、私の議案第2区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前 11時 8分休憩

○

午前 11時 15分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○永山 よろしくお願ひします。議案第17号です。まず、今回特別職職員、市長をはじめ副市長の皆さんと我々議員の条例が一緒になっていると思うんですけど、これ分割を、条例を分けて提案するとか、今回はされなかったということで理解はしているんですけども、分けて提案をするということ自体は可能なんですか。

○給与厚生室長 1つの議案として上げるものの中に、現在は2つの条例を一緒に提案しておりますが、それを分けられるかというお尋ねでよろしければ、分けること自体は可能となります。以上です。

○永山 ちなみに、これまで分けたことがあるのか、それとももうやるときはずっと一緒にやってきたのか、これまでの実績等はいかがでしょうか。

○給与厚生室長 これまでの状況では、一緒に上げてまいった経緯がございます。以上です。

○永山 じゃ、確認ですが、分けて提案したことはこれまではないということですね。

○給与厚生室長 ここ何年かではないと思います。

○永山 承知しました。ありがとうございます。あと、マスコミの問合せについてお伺ひします。定例記者会見のときに配付資料として配らなかったということだったと思うんですが、その後、後追いで議案を配って、問合せとかはありましたでしょうか。

○給与厚生室長 議案が出ますよということになってから、問合せはいただいたものはございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちなみに、その内容がどういったものだったのかは共有いただけるでしょうか。

○給与厚生室長 審議会の開催状況ですとか議事録ですとか、委員もおっしゃいましたが、分割して提案するようになった経緯ですとか、そういったようなことを質問されました。以上です。

○永山 承知いたしました。あと、先ほど内田さんからありました答申の件なんですけれども、市民の皆さんから中立的な立場で御意見を聞くということで、基本的に答申を受けるという趣旨は理解するんですけども、ある意味で答申を丸のみするのではなくて、審議会ではこういう意見だったけれども、実際に提出するときにはちょっと数字を変えようとか、そういったことは手続的に可能なんですか。それをお願いします。

○給与厚生室長 自治省時代の国の通知が出ておまして、特別職の職員の給与について等の通知が出ておまして、その中で審議会においても言及がございまして、その中に審議会の内容の尊重というところがございまして、特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上回って給与の額を決定し、または改定の実

施時期を繰り上げる事の無いよう十分配慮することといったように、内容を尊重するようという通知が出ておるものでございます。以上です。

○永山 御答弁ありがとうございます。審議会の答申を尊重しなければいけないというところはそのとおりだと思うんですが、今のお話だと、上げることはちょっとやめてねと。額を上げたり、時期を繰り上げたりすることはやめてねということだと思うんですが、下げるということは、私の中ではできるという認識だったんですが、これまで何回かというか、前市長の、前々市長の時代も何回か開かれていると思うんですが、そういった事例はあるのでしょうか。

○給与厚生室長 これまでの審議会の開催状況によって、人事院勧告自体も改定の内容が増額と減額とあったりしますので、そういったようなことも踏まえまして、過去の事例では減額になったこともございます。以上です。

○永山 答申から上がってきた額から、事務局というか、執行部のほうで変えた事例はあるのでしょうか。

○給与厚生室長 大変失礼をいたしました。申し訳ありません。答申の内容と違う議案の提出をしたりとか、そういったような事例はないものと認識しております。以上です。

○永山 承知いたしました。ありがとうございます。ちょっと細かいんですが、議員の期末手当のほうでちょっとお伺いします。今後の参考のためにも聞きたいんですが、令和6年度以降、改正法案2.25月分が6月と12月期ということですが、例えば6月にまとめるとか、6月を4.5にして12月をゼロにするということは手続上可能なのでしょうか。

○給与厚生室長 手続上は議案を出して、条例ということで、議決をいただければ可能と思います。以上です。

○永山 ありがとうございます。それから、労働者性のところ、先ほど内田さんの質問に対して御答弁いただいたと思うんですが、やっぱり一般企業の、例えば社長さんとかも、当然従業員の出勤時間に合わせて会議があったりということがあると思いますので、なかなかちょっと、その一般企業のいわゆる社長さんとかはあまり労働者性があると思いませんが、その点も踏まえた上で、審議会では市長をはじめとする特別職の方に労働者性があるという結論になったという御理解でしょうか。

○給与厚生室長 先ほども答弁させていただきましたとおり、特別職については職員の勤務時間に合わせて庁内の勤務を実施している点から、労働者性があるというように審議会のほうでお認めいただいたのかなというように認識しているところでございます。以上です。

○永山 承知いたしました。この議案の最後に確認です。審議会に出られた委員の方の日当は発生するのでしょうか。

○給与厚生室長 委員の方につきましては、報酬を1回当たり8,000円ということでお支払いの手続をしたところでございます。以上です。

○永山 御答弁ありがとうございました。私からは以上でございます。

○渡部 では、議案第1号から伺いたいと思います。よく職員数、それと正規と非正規の方の職員数というのを私も議会で取り上げたりするときありますけれども、結構人数に違いがあったり、基準として、正確にはどういうふうにするのかを計算するのかなってなかなか理解できないときがあります。まず、基本的なことで、現在の職員数のうち、正規と非正規の方の人数についてお示してください。去年は恐らく逆転したというのを私ちょっと今朝の討論でさせていただいたんですが、その人数をお願いします。

○次長兼人事課長 現在のところ、令和5年4月1日現在ということで2,950人、正規ですね。会計年度職員が2,928人となっております。以上です。

○渡部 どこの自治体も同じような傾向ありますけれども、限りなく非正規職員の人数が増えているなと思います。そういった中で、今回職員の定数条例の改正出されているわけですが、定数条例を考えたときに、もちろんこの条例を超えて職員を採用するということはあり得ない話だと思いますけど、そうすると必要な職員数に対して、条例上このくらいゆとりを持っているとか、定数条例を定めるときの基準なんですけれども、少し将来を見越しての職員採用が基準だと思いますが、それでもやはりゆとりを持って条例定数は決めているのか、また頻繁に改正されるときとか、長い間改正されないときとかもあると思います。その改正の時期についての基本的な考え方についてお示してください。

○次長兼人事課長 柏市におきましては、平成24年度のときに職員の定数条例を改正しまして、職員の実数に近い形に下げしております。その後は、再任用職員の活用であったり、先ほどもありましたが現業職の委託化によって退職者不補充で、職員数を上げないような形で来ておりました。このところ、やはり行政需要が高まってきていることもありまして、長いスパンといいますか、単年度で、来年以降これぐらい職員が必要ですよということで、定数条例の改正をしてきております。今回におきましては来年度というよりも定年延長の関係であったりとか、実際再任用の短時間がフルタイムに置き換わっていくと。あと、児童相談所の開設に向けてということで、必要な人数を上げさせていただいているということでございます。以上です。

○渡部 児童相談所の専門職の採用状況というのは、先ほど御答弁ありました。その中に、児童福祉士という専門職の言葉はなかったようにちょっと思ったんですが、社会福祉士ですか精神保健福祉士でしたっけ、児童福祉士の人数は先ほど出ましたかしら。

○次長兼人事課長 任用の資格ということになりますので、例えば児童福祉士につきましては、児童相談所の所属している子供や保護者の相談に乗る職ということで、その職につきましては社会福祉士であったり精神保健福祉士、公認心理士あるいは医師ということになっています。この方たちを児童相談所で働くということで、児童福祉士ということでの名称で呼んでいるということになります。以上です。

○**渡部** 半分分かりました。県のほうの児童相談所も児童福祉士の確保が非常に難しく、柏市の1年後ですか、新たに移転建て替えになるわけですが、先ほどの御答弁ですと、順調に専門職の採用が進んでいるように聞こえたんですけども、実際には県内でもほかにも児童相談所の開設ありますし、人の取り合い的なところになってはしないかなど、もう一度確認なんですけども、児童相談所の開設に向けての専門職の採用については計画どおり順調にしているという認識でよろしいでしょうか。

○**次長兼人事課長** 今回社会福祉士と心理相談員、精神保健福祉士ということで先ほど申し上げましたけども、今のところ順調に採用のほうができているというふうに考えております。以上です。

○**渡部** この後の議案第18号にもちよっと後で関係して質問したいと思います。それで、次に消防のほうの職員増について伺いたいと思います。消防職員といった場合、現有が481人、説明資料では現行で456人、この違いについてお示しいただきたいと思います。

○**参事兼企画総務課長** 差の人数なんですけども、定数外で運用している職員がいます。短時間の再任用職員、病休、育休職員、教育研修職員となっております。以上です。

○**渡部** 市の消防年報の整備方針では、23人消防職員不足しているというふうに掲載されています。この定数条例が変わることによって、例えばその消防年報に示されている現行の整備指針、これらの人数についても変更になるという理解でよろしいのでしょうか。

○**参事兼企画総務課長** 整備指針については、国の整備指針の基準というもので算出しておりますので、不足分は今回増加する分が減少するものになります。整備方針につきましては、その時々災害状況に応じて、どの消防隊を強化していくか、消防体制を強化していくかということによりますので、ここについても若干の減少はあると思いますけれども、今後算定していくような感じになります。以上です。

○**渡部** 説明の中で、救急体制を強化する、班を1つ増やすというような説明があったかと思います。もうそれは既に、例えば配置する消防署ですとか、それに伴って救急車を増やすとか、施設の改修も必要になるとか、そういうことは発生するのか。現時点で、もし分かっていることがありましたらお示してください。

○**参事兼企画総務課長** 来年度増加する救急車については、日中の時間帯のみ運用する日勤救急隊を想定しております。救急隊に必要な人員増を今年度より5人増加して、来年度は454人になる予定です。また、救急車も新たに1台購入する予定となっております。配置場所につきましては、西部消防署を現在のところ予定しております。日勤救急隊ということで、新たな施設整備が発生しないことになっております。以上です。

○**渡部** 夜勤なんかがあると、どうしても夜勤の場所の整備とか、いろんなことも入ってくるのかなとちょっと思いましたので、ぜひ消防力については、やはりきち

んと100%を目指して整備してほしいと思いますし、基本は消防職員の人数だなというふうに思いますので、引き続き消防力については充実を求めたいと思います。

次に、議案第17号について伺いたいと思います。先ほども議論がありました。それで、これはちょっと素朴に疑問に思ったことなので、確認をさせていただきたいんですけども、一般職の職員には期末手当、勤勉手当があるが、特別職については勤勉手当という概念はないということでしょうか。

○給与厚生室長 そのとおりでございます。

○渡部 特別職の、議員のほうもそうなんですけども、改定考えるときに、近隣市と比較をするとか中核市と比較をするとか、いろんな比較ももちろんあると思いますけれども、やはり市民の生活の実態から検討することが一番必要じゃないかなと私たち思っています。それで、今なかなか景気が回復しない中で、物価の高騰も続いて、市民の暮らしが本当に厳しいときに、ここを引き上げることが市民の理解を果たして得られるのかどうかというところについてはちょっと大いに疑問を持っているところです。これはちょっと意見です。

次に、議案第18号について、一般職の給与条例の改正です。先ほども組合との合意ということがありましたけれども、プラス改定ですので、組合とあまりもめることってそんなになんじやないかなってちょっと思いましたけども、例えば組合と話し合いをする中で出た意見ですとか、そういったところがありましたらお示しくください。

○給与厚生室長 増額改定ということでしたので、委員がおっしゃったとおりに合意に達したというところはございますが、上げ幅について意見があったりというようなことはあったかなというふうに記憶しております。以上です。

○渡部 今回は、期末勤勉手当なんですけども、現行が4.40、改正後が4.50、これは期末手当と勤勉手当それぞれに0.05分ずつ増やす内容なんですけども、これは人勧で決められているんでしょうか。期末手当のほうを増やす。勤勉手当のほうを増やす。かつては、勤勉手当だけが引き上がったというのも記憶しているんですけども、その配分というのは人勧のほうで何か示されてくるんでしょうか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおり、人事院勧告の中で示されるものでございます。以上です。

○渡部 人勧の中で、勤勉手当について、国はその成績率の上限を2倍に引き上げるという、これはこういうことが方針として将来的には2倍にしてもいいですよということなのかなと思ったんですけども、人勧で言われた勤勉手当を成績率の上限2倍というこの意味がちょっと分からなかったもので、教えてください。

○次長兼人事課長 国の制度ということになるんですが、令和5年度の人勧の反映の前ですと、国は100分の100の支給率ということなんですけれども、そこから4ポイント下げまして100分の96という、そこを原資としまして、その部分を成績優秀の方に配付するというようになっております。ただ、柏市につきましては、条例上そういったことはせず、扶養手当の月額とそれに見合う形の地域手当の月額、この

合計額を原資としているということになっていきますので、国ほどいきなり2倍に上げるということは考えておりません。また、既に支給している令和5年の6月期は上昇したとしても、6%から12%の優秀者に対しての加算を行っております。以上です。

○**渡部** 勤勉手当のほうの比率を変更するということは、やはり職場の中に競争主義ですとか成果主義、成績主義ですね、それを持ち込むもので、やはり生活給の一部としての一時金の考え方に私は立ち返るべきだなというふうに思っています。今パーセントのあれが出ましたけども、基準は4.5だけれども、実際にはそれよりも低い職員、4.5以上高くもらっている職員がいるという理解でよろしいのでしょうか。

○**次長兼人事課長** そのとおりでございます。

○**渡部** そうすると、どこって基準がちょっと難しいかもしれませんが、どのくらい期末勤勉手当で低い人と高い人とで差がついているのでしょうか。おおよその金額で結構ですけども、もし示していただければお願いします。

○**次長兼人事課長** 今ちょっと数字のほうは持ち合わせてはいないんですが、大体成績優秀の方ですと、大体20%、職員数ですね、20%の方を対象としております。また、下げる方については数%ということになっている形です。以上です。

○**渡部** じゃ、金額については後でもいいです。大体何%という、その方たちが実際にどのくらいの職員の中で差がついてしまうのかというところがちょっと心配したものですから、どのくらいの金額的な差になるのかというのは、分かりましたら後でお示してください。それと、人勧の勧告の中では、テレワークについても言及があったと思います。柏市もコロナの関係で、テレワークをしている職員も今もいるんじゃないかなと思うんです。その場合のテレワークの職員に対しての手当ですとか、そういうことは今回は検討されたのでしょうか。

○**給与厚生室長** 確かに委員がおっしゃったとおり、国の人勧の中で在宅勤務等手当についてということで示されているところがございます。ただ、国のほうは新たに在宅勤務等手当を設けというように書いてございますけれども、柏市の、今試行的運用ということで柏市やっておりますけれども、その日数等に、条件に違いがございますして、国の場合は1か月当たり10日を超えて、正規の勤務時間の全部を勤務することを命じられた職員に対して支給する、月額3,000円ということなんですけれども、柏市の場合は令和5年度は試行的運用ということでございますが、その中の利用回数ということで、利用回数は月2回程度ということで、部の中で利用者、希望者ですね、こちらを割り振るといような形での現在運用となっております、国の運用とは異なっておりますことから、今回については提案の中には含まれていないということでございます。以上です。

○**渡部** 人勧では、恐らく地域手当も議論になったかと思います。この間議会の質問の中でも地域手当のことが取り上げられています。この地域手当については何か方向が出たり、例えば来年度から変更になる部分があるとか、今の議論の内容と、あと今後の方向について何かありましたらお知らせください。

○**給与厚生室長** 市といたしましては、地域手当について中核市市長会等を通じて要望してまいったり、大臣に要望してまいったりというようなことで取り組んでまいりましたけれども、国のほうは今年の人勧の中で、地域手当については大きくくり化ということでそういったキーワードが示されまして、今後見直していきますということでお話がございまして、実際に総務省のほうで、社会の変革に対応した地方公務員制度の在り方に関する検討会ということで検討会が10月に実施されまして、その後11月には給与分科会というのも第1回が開催されたところでございます。その中で、地域手当のほうも議題に上がっておりまして、こちらにつきましては令和7年の4月からの施行ということで資料に記載がございます。以上でございます。

○**渡部** かねがね地域手当が自治体によってすごく差があったり、柏市の場合は我孫子よりも低い地域手当ですけども、大きくくりということは、恐らく自治体ごとに地域手当が違うのではなくて、もっと広い地域を見て、ここの地域は何%というふうに決めるのかなと思いましたが、やはり実態にもっと本当に合わせて、この地域手当は早く改正してほしいなと思います。それと、本会議の中でもよく職員が採用されても辞退してしまう。その辞退率が今回は低くなりましたよというのが本会議の質問の中の答弁でもありました。実際に採用されて辞退という人だけではなく、例えば若手の職員が採用されて仕事をして、だけども早いうちに退職してしまう。要するに定年まで働かずに退職してしまうという方の状況というのが、もしそれどんなふうを示すのか分かりませんが、若手の職員の退職というのもゼロではないんじゃないかなと思うんですが、その辺の数字がもし分かりましたらお示してください。

○**次長兼人事課長** すみません、ちょっと後ほど確認してからお答えいたします。

○**渡部** 全体的に一時期は公務員は民間より恵まれているんだと言われたときもあって、公務員の給与が下がるということがない時代もずっと続きました。ところが、マイナス勧告されて、全体的に日本の場合もう30年以上実質賃金は下がっている国ですから、併せて公務員の給料も下がってきたという実態があります。そういう中で、公務員を選ばない、公務員に応募しないという方も多んじゃないかなと。せっかく優秀な方で採用されても、やはり辞めてしまうということもあるだろうと思いますし、やはり公務員、全体的に給料は上がるべきだし、その中でも公務員の給料というのは指標になるものですから、きちんと引き上げていただきたいなと思います。それで、参考までに、よく新聞報道なんかで目にするのは、国家公務員の高卒の職員の時給に換算したときに、最低時給を下回るという記事を目にしたことがあります。東京都の調査でも東京23区は最低賃金を上回っているけれども、それ以外の自治体は最低賃金を下回っているというのも最近目にしました。じゃ、柏市の場合、高卒の新採の方の時給というふうに換算した場合、大体どのくらいになるんでしょうか。

○**給与厚生室長** 初級の方、高校卒の初年度の方なんですけれども、改訂後の金額で4月から6月、7月に昇給しますので、7月から3月、両方におきまして1,100円

台の数値でございますので、最低賃金については上回っているものという認識でございます。以上です。

○渡部 これ改定された後の金額ですよ。そうすると、改定される前の金額というのは分かりますか。

○給与厚生室長 改定前についても同様のよう認識しております。以上です。

○渡部 同様というのは、金額変わらないということですか。最低時給、今国が1,000円以上になって言っていて、でも実際には下回っている地方もある。最低時給を下回ってはいないものの、決して今言われた1,100円だって時給換算として高いものではないと思います。ですから、きちんと今後とも公務員の給与については適正に引き上げされることを期待したいと思います。

議案第19号について質問に移ります。柏市の場合、会計年度任用職員の、今回人勧のほうでも方針示されましたけども、4月に遡及しないという方法を取りました。その理由についてもう一度お示してください。

○給与厚生室長 遡及をしない理由でございますけれども、先ほども答弁さしあげましたけれども、6割から7割程度の会計年度任用職員が扶養の範囲内の働き方を選択しているものでございます。この段階で遡及をかけてしまいますと、扶養の範囲外になってしまうということがございますので、そういったことの対応のために、遡及については適用しないということで、こちらは職員の組合のほうとも合意が取れている内容でございます。以上です。

○渡部 扶養の範囲内といっても、その人その人で賃金が恐らく違うんじゃないかと思えます。これを例えば4月に遡及したとき、どのくらいの引上げになるんでしょうか。4月に遡及しなかったことによって、幾ら本来だったら増えるべきお金が増えないということになるんでしょうか。

○給与厚生室長 委員もおっしゃったとおり、会計年度任用職員の働き方、それから時給についてはいろいろ働き方も違いますし、職の種類によって時給も変わったりというような実情があるんですけれども、例といたしまして、フルタイムに近いような形で働いていらっしゃる方ということで考えますと、7時間以上週5日勤務しているような職員が、事務補助の場合、今回1,020円から1,060円に上がるということがございますので、差額の40円ということで、こちらの8か月分及び期末手当について加味した場合に、大体6万円くらいというように認識しているところでございます。以上です。

○渡部 6割から7割の方が扶養の範囲内で働いている。じゃ、この6万円がプラスされることによって扶養を外れてしまうという人が、この6割から7割のうちの全員なんですか。一部なんですか。どのくらいの人数なんですか。

○給与厚生室長 割合としては多いかなというように考えておりますが、実数の把握まではいたしておりません。以上です。

○渡部 きちんと実態は把握すべきだと思うんです。扶養の範囲内で働いているといっても、本当にぎりぎり、あと1,000円上がったなら扶養を外れちゃうという人もも

しかしたらいるかもしれない。だけど、今金額6万ってありました。例えば6万増えても扶養から外れないという方も恐らくいらっしゃるんじゃないかと思うんですね。そういう中で、扶養から外れる人が生じるから、全て遡及をしないという判断をしたというのが私は非常に問題ではなかったかなというふうに思っています。この扱いというのは、恐らく自治体によって遡及するしないというのはかなり違いがあるようです。例えば近隣ですとか、この遡及の件に限っては、他の自治体の状況というのはどうなんでしょうか。

○給与厚生室長 遡及ということでお尋ねになったんですけれども、確かに今年度遡及を実施するところ、会計年度内で適用して遡及を実施する自治体も少数ですがございますが、大部分の自治体が柏市のように年度途中の改定ではなくて、金額の改定そのものを翌年度に実施しますというところがまず多いということ、それから柏市のように年度途中で改定をするところもあるんですけれども、そちらについては遡及しないという自治体のほうが多いというように聞いております。以上です。

○渡部 いろいろ調べてみたんですけども、全国的な状況というのはなかなか分かりませんでした。アンケートを取ったところもありまして、全国の自治体に。そのときは、遡及をするのが7割、あとはまだ考えていないとかしないとか、それがだんだんその時期が近づくにつれて、遡及をする自治体のほうが比率として増えてきたという記事もちょっと目にしました。これは、働いている人にとっては遡及したほうが当然ながらお給料増えるわけです。そこで、例えばどうしても扶養を外れてしまおうとかいう方、恐らく6割、7割もいないと思います。そういった方については何らかの手だてを個別に取る。私は、そういう対応をぜひしてほしいなと思っています。今回人勧は4月に遡及しなさいというふうに言っていると思うんですが、そうではないですか。

○給与厚生室長 国からの通知にしなさいというような義務的な書き方ではございませんが、確かにおっしゃったとおり通知の中に記載がございます。以上です。

○渡部 今回国のほうが4月に遡って遡及をするようにというふうに、これは指導だと思えます。それは、非常にこの間見ると珍しかったのかなと思います。それで、例えば遡及したときに発生する人件費について、これは地方交付税で措置しますよというふうな国の方針だったのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○給与厚生室長 実際問題として、今回については先ほど事務補助については例えば1,020円から1,060円ということで、40円上がっていますということで申し上げましたけれども、前は例えば上がり幅が30円だったというようなこともございます。こういったようなことで、今回人勧のほうもアップの率が二十何年かぶりに上がっていますというようなこともございまして、上がり幅も実際に大きくなったということがございました。実情を考えますと、やはり扶養の範囲内で働いている職員の声というものを勘案した結果なのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○渡部 扶養の範囲内というのが、国のほうの税制の改正もいろいろあると思いますし、常にそういう扶養の範囲内というふうに、いわゆる壁ですね、それがあると、働くほうも大変だけでも、柏市としても、例えば短時間であってもこんなふうに働いてほしいというのが、途中でどうしてもこのままでいったら範囲を超えそうだから調整をするといったら、これは正規職員のほうにそのしわ寄せが出てきてしまうと思うんですね。だから、これは根本的な解決というのが当然必要になってくると思います。恐らく今の現状でいきますと、来年も人勧はプラス勧告ではないかなと思うんです。そうすると、今年遡及じゃなくても来年改正されて、またそこで扶養の壁ということで、自分の働く時間とかを、日数とかを調整する。人勧のプラス勧告が出たら、またそこを調整する必要が出てくるかもしれない。柏市のほうがそこで遡及するかどうかというのは分かりませんが、今後恐らく来年はまた改正が見込まれるのではないかと思いますので、今柏市が現在考えている基本的な方針というのがありましたらお知らせください。

○給与厚生室長 先ほど若狭委員にも答弁申し上げたところでございますが、今回の条例案の中に勤勉手当の創設ということで上げてございます。そちらが令和6年度からということで、この勤勉手当の対象となるような働き方を選択した職員につきましては、遡及が適用されるような方向にするというような形で事務を進めているところでございます。以上です。

○渡部 その勤勉手当の出る基準というのは、働く時間でいったらどのくらいの時間なんですか。

○給与厚生室長 1週間当たりで15.5時間が目安となっております。以上です。

○渡部 今の15.5時間というのは、どこの自治体もこれは共通している、同じなんですか。

○給与厚生室長 こちらの週当たり15.5時間といいますのは国にそろえたものでございますので、大部分の自治体がそのような方向で事務を進めるのではないかなというように認識しております。以上です。

○渡部 一番最初にちょっと聞きそびれてしまったんですけども、出ていたらすみません、会計年度任用職員のうち女性の占める比率というのはおおよそどのくらいですか。

○次長兼人事課長 女性の率ですが、大体85%ということになります。

○渡部 恐らく85%の女性全てが夫の扶養内で働きたいということは当然ながらないと思いますし、家計を支えている、自分が世帯主になっているという方も恐らくたくさんいらっしゃるんじゃないかと思います。この会計年度任用職員の制度そのものが私たちは問題だなと思っていますし、特に扶養の壁については国のほうの改正云々もありますけども、やはりそういう社会保障の壁があったり、扶養を抜ける云々の壁があったり、あと夫のほうの手当がなくなってしまうとか幾つもの壁がある、そういった中で、女性がやはり低賃金で抑えられて働いているという、そこもなかなかジェンダーギャップが埋まらない要因の一つにもなっているんじゃないか

などと思います。今回は勤勉手当も創設されますし、プラスの改善ですので、議案第19号については賛成はいたしますが、ただ今回の議案を通じて様々な問題が見えてきて、やはり市の業務で、正職員で行うべき仕事はきちんと正職員を増やすべきだし、賃金の安い会計年度職員に頼っていて、しかも何年か後にもう一度採用のし直しがあるという非常に不安定な雇用の中で低賃金で働かされているということは、これは根本的な改善が必要だなというふうに思いました。以上、これは意見ですけど、終わります。

○次長兼人事課長 先ほど渡部委員の質問にお答えできなかったもので、職員の退職の関係ですけれども、いわゆる普通退職で昨年、令和4年度46人退職しております。そのうち35歳以下の職員が27名の退職となっております。また、勤勉手当の引上げの成績率での額ということですが、給料額によって人それぞれなので、なかなか一概には言えないんですけど、大体引上げされる方で1万6,000円から3万8,000円程度です。減額される方につきますと、これも何級というのはなかなか難しいんです。一応5級の副主幹クラスで見ますと、減額5%として大体約2万円程度の減額となります。以上です。

○小川（学） 簡単な質問です。先ほど令和5年4月1日で職員の数が2,950人とおっしゃっていて、今回の議案第1号の改正前というのは2,783人ですよ。約200人ぐらいの差があるという状況で、かつホームページ見ると、正規職員って2,861人というふうに出ているんですね。令和5年4月1日現在という同じ日付なのに、何でこんなに100人も200人も違うんですかと、その理由ちょっと教えてください。

○次長兼人事課長 正規のフルタイム職員ということで2,866人で、そのほかに短時間の職員ということで84人います。これを含めると2,950人ということで、正規職員の数となっております。条例定数より多いというところですが、こちらにつきましては職員の若返りがされていますので、育児休業、そちらのほうでその部分休んでしまいますので、その部分を正規で充てているという部分と、あと病気による休職によりましてその分を増やして採用しているというところで条例定数より増えているということになっております。一応増えている部分につきましては、職員の定数条例において、定数外にするということで規定がされているところです。以上でございます。

○小川（学） 分かっただけいいんですけど、正規職員の中の、先ほど組合の話がいろいろ出てきたと思うんですが、加入率どのぐらいですか。全然数字出ていないので、ちょっと知りたいです。ざっくりでも結構です。

○次長兼人事課長 実際の加入の数というのはちょっと把握していないので、後ほど確認させていただきます。

○小川（学） お願いします。以上です。失礼しました。

○山田 考え方だけちょっと教えてもらいたいですけども、これから公務員の定員、将来予測の定員管理というのは、見通しというのは今後どうなるのでしょうか。補足を言うと、いわゆる市民サービスの向上、市民ニーズはますますいろんな点で

高まるんだけど、その辺はどういうふうに見通していくのか。

○次長兼人事課長 今現在企画部のほうで総合管理計画の策定をしておりますけれども、その中で将来の人口、市民ですね、そういった推計も出しておりまして、そこから我々としては必要な行政需要がどれくらいあるのかなというのをちょっと考えていく必要があると思っています。その中で、定年延長ということで先ほどもありましたように、職員の増減というのがありますので、定員管理計画というものを策定して、その中で考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○山田 現状、今ニーズに答えていかなきゃならないというんだけど、委託部分は相当カバーリスクが多いでしょう。業務委託とか、それからあとは管理委託、運営委託、これでやり取りしているんで、やっぱり実態がよく見えないところもあるし、応急な体制だろうけども、正規の公務員の人タッチしていない、いわゆる管理者がいらないような部署もどんどん出てきているよね。進行管理ができない。こういうところで難しさがあるんで、この辺の対応策というのはどう考えていますかね。

○次長兼人事課長 職員以外というところで見ますと、先ほど委員おっしゃったように委託になっている部分であったりとか、派遣にしている部分であったりとか、本来であれば職員の数の中に入れる必要があるのかなというところも、官から民へということで、民間のほうにいろいろできるものは委託をしてくれているということもございます。そちらにつきましては、今企画部と総務部のほうで委託について今検討しているというところもございますので、そこはちょっと整理を今後していきたいなというふうに考えております。以上です。

○山田 もう一つ言わせてもらいたいのは、いわゆるAIとか人口推計、私もずっとこれ自分のライフワークで言っているんですけども、世の中のシステムがずっと変わってくると。ただ、ちょっと横になりますけれども、今度部活の問題で、先生が副業できると、オーケーね、こういうような形になったときに、公務員もいろんな点で兼業とか副業が、これ地方公務員法で38条あるけれども、いろいろ考えてくる時代ができてくるのかなと。そのようなことも、先生とはちょっと違うけれども、正規の職員の体制が一応いろんな応援に行くとかというような中では、頑張っているとかいうような人がいるときに、そういう観点もやっぱり取り入れていかれるような時代が来るのかしら。

○次長兼人事課長 なかなかちょっと難しい質問ということで、多様な働き方というのが、やっぱり最近副業の関係も含めまして出てきているなというふうに思っております。国のほうもその辺は検討はされているかと思えます。そちらの国のほうの動向を見ながら、市としても考えていきたいと思っております。以上です。

○山田 これ本当に、私もデジタルディバイドのほうなんですけれども、やっぱりリモートとか、いろんな働き方の多様性というのが出てくるので、そういうシステムの的にも非常にそういう観点もあるのかね。結論がない話ですが。

○次長兼人事課長 市のほうでも今DX化ということで進めてきております。DX化進むことによって、職員の数も減らせるんじゃないかということで、国のほうで

もそういった調査研究を行っているということでございますので、我々もそこはちよっと注視していきたいなというふうに考えております。以上です。

○山田　そうですよね。今少し見えてきたんですが、国家公務員法と、それから地方公務員法、これのほうも考え方も整合性がどの辺まで取れていくか、いろんな問題が出てくるんだと思うんです。その辺もし。

○副市長　今委員のほうからお話ありましたけど、働き方の多様性になってくると思います。兼業だとか復職だとか、そういったところも一部の自治体ではもう研究を始めているというようなことになっておりますので、どのような形でそういったことが可能になるのかというところを注視していきたいと思います。以上でございます。

○山田　柏市、中核市のレベルで非常にかんばっていただきたい。都市間競争がこれから起こると思います。人口推移で、生産年齢人口を含めて、柏市は人口がそんなに、10年先キープできたとしても内容が随分変わってくると思うんで、ぜひとも柏市が誇れるようなまちづくりをひとつお願いしたいと思います。

○塚本　すみません、1点だけちょっと議案第1号で確認をさせてください。今の山田委員さんのお話ともちょっと重なるとは思いますが、複雑化、高度化、専門化する行政需要に対応するために、市の職員も様々今御苦労されていると思います。その中で、柏市の定数条例もかなり限界に来ていたのを、今回10年先を見据えて改正するというのが趣旨だと思います。その中で、複雑化、高度化、専門化する行政需要に対応するためには、どうしてもやっぱり専門職員の確保、育成が重要な課題となっております。その一つとして、今回児童相談所の設置に向けて大幅な定員増もあるということなんですけれども、そのほかの行政需要として、例えば自分、議会でも言わせていただいたんですけれども、様々な気象の変化の中で、防災危機管理アドバイザーを市の専門職員で採用したりだとか、あと広報も最近すごく今頑張っていると思うんですけれども、そういった広報のプロとか、あと情報セキュリティの観点から、DXの専門家だとか、あとこれから西口、東口含めて再開発を行う中で、そういった都市計画のプロだとか、様々な専門家を確保、育成していく必要があると思う一方で、先ほど山田委員がおっしゃられたように、働き方とか育休、産休とかで、職員のしっかり働き方改革も進めなくちゃいけないと、すごく二律背反するような行政需要に様々な対応をしていかななくちゃいけないと思うんですけれども、今回の定数条例、今後の10年間の見通しということなんですけれども、その他の部局とかもゼロになっていたりするんですけれども、プラス・マイナス。本当にこういった様々な行政需要にしっかりと対応できているということでしょうか。

○次長兼人事課長　今現在各部署から必要な定数の要望が来ておまして、それを今精査しておまして、査定をして、今月中にお出しするような形を考えております。当然この定数条例が通らない限りは出せないということもございます。やはり職員ということでも、やっぱり専門的な技術を持っている人間とか、そういったも

のも採用しなければいけないというふうに課題の認識をしております。私どもとして、まず今検討しているのが児童相談所を喫緊の課題ということで、令和8年開所ということなので、今現在は経験者枠での採用を今検討をしております。やはりスーパーバイザーであったり、児童相談所で経験を積まれた方を採用して、新たな今度できる児童相談所に配置をして問題のないように、いい児童相談所になるようにつくっていききたいというふうに考えておりますので、そういったところでも今後も検討していききたいというふうに考えております。以上です。

○塚本 ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 では、ほかに質疑はよろしいですか。——なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第17号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、議案第17号は否決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第18号、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号、柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第22号、柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

午後 零時 13分休憩

○

午後 1時 15分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○給与厚生室長 先ほど小川委員からお尋ねのありました職員組合の加入率についてなんですけれども、ちょっとお昼休憩ということで、正確な数値が取れなかったんですけれども、大体ということで確認いたしましたところ、人数で1,500人弱、加入率で7割前後という回答でございました。以上でございます。

○小川(学) ありがとうございます。1,500人ということは約5割じゃ。7割ではなく5割ではないんですか。2,950人分ですよ。

○給与厚生室長 分母が先ほどの2,950ということではなくて、例えば管理職の職員などを除いて加入率を計算していると思われまして。以上です。

○委員長 では、次に、議案第3区分、議案第5号、指定管理者の指定について(運動場、プール及び体育館)、議案第8号、訴えの提起について、議案第9号、訴えの提起についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 ありがとうございます。まずは、では議案第5号の指定管理者について質問させていただきます。こちら今回、前回と同様の株式会社協栄を指定管理者ということでございますが、これまでの5年で株式会社協栄が捉えている現時点での課題というのはどのようなことがあるんでしょうか。また、市から改善してほしい点というのはどのようなことが挙げられましたでしょうか。お願いします。

○スポーツ課長 これまでの5年間、現在の5年間につきましては株式会社協栄とアシックススポーツとなっております。現状の課題としては、新型コロナ禍で減少した利用数の回復ですね。それに伴っては、自主事業等のさらなるサービスの向上と利用者増に向けた取組。もう一つは、老朽化した施設の計画的な維持管理。これまで、いわゆる壊れてから修繕というようなこともあったんですけども、今後我々も含めて予防的観点も含めた形で、コスト削減も考えながら計画的な維持管理をしていこうというふうに捉えております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。この株式会社協栄さん、これまで過去に何か事故ですとか、そういったことというのは事例でありますでしょうか。

○スポーツ課長 当方のほうでは、そのような事例というのは抑えておりません。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。指定管理ということで、施設の維持管理にとどまらず、包括的な運営や魅力的な自主事業というのを指定管理者というのは求められてくると思います。株式会社協栄の自主事業という観点では、主にどのようなことを評価されましたでしょうか。

○スポーツ課長 今回の提案では、これまで実績のあるヨガとかピラティス等々、ストレッチ教室等々もございますが、加えて当然ウオーキングもしくは水上における、プールにおけるいわゆるボード、サーフボードを使ったような事業等々御提案をいただいています。ただ、実施につきましては今後我々のほうとも協議しながら細かいところは詰めていく予定でございます。以上です。

○若狭 株式会社協栄さん、私はたまたま私の知り合いが来月開催する、柏市の後援を受けて開催される大会の実行委員をやっていて、中央体育館にいろいろと手続に行ったところ、すごく対応がよかったというふうにお話ししていました。市民のことを考えた、大会のことを考えたような関わり方をしてくださったということで大変感謝はしていました。私もその点では評価できるなというふうには考えております。

次に、質問です。先日の議会での一般質問で、林紗絵子議員が指摘していた人工芝ですね、こちらに対してのマイクロプラスチックへの対応はどのように行いますでしょうか。

○スポーツ課長 現在質問を受けまして、我々のほう、現況の調査及び今後の在り方については株式会社協栄とともに協議を進め、今現在できることについて、まずは調査をどのようにすればよいかというふうなところと、あと可能な範囲においての飛散対策ですね、それについては今協議を進めているところです。以上です。

○若狭 ありがとうございます。協議を進めているということで、こちらすごく早急な対応が今求められているとは思いますが、環境のことでもありますし。こちら引き続き推進お願いいたします。基本的には、この人工芝廃止に向かっているということの認識でいいのでしょうか。

○スポーツ課長 答弁の中で申し上げさせていただきましたが、人工芝特有の特性もございます。また、水はけ等も含めて利用率がかなり高い状況にございます。そのような機能性も含めた中で、この人工芝の在り方について、またその他の方法については検討を進めながら、是々非々については進めていきたいと考えております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。続きまして質問、今回の予定価格ですね、前回の予定価格と比較して約2割くらいの増額になっています。約2億円の増額が2割の増額に相当するというふうにご考えておまして、これ説明会のときに聞かせていた

いただきました。この増額の理由なんです、主に人件費の増額ということで聞いております。この人件費増額の理由というか、この内訳お示しいただいてもよろしいでしょうか。

○スポーツ課長 人件費につきましては、1つは全体の最低賃金の上昇というのがございます。もう一つは、今回のプロポーザル通しまして、外部委託を一部自社施行にしたり、トータル的に経費を削減するとともに、全体のバランスの中で人件費が上がっているというような状況になっております。その分の人件費の増加を見込んだものでございます。以上です。

○若狭 アウトソーシング、外注するところが増えて、それで人件費が上がっているというような認識で間違いないでしょうか。ちょっとすみません。

○スポーツ課長 いま一度整理させていただきます。1つは、人件費そのものの単価が上がっているということ。もう一つは、これまで外部委託していたものを自社施行等々することによってトータル的な人件費が上昇したものであるということでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。分かりました。この人件費の増額、自社で行うための人件費の増額というところでもございました。こちら賃金上昇ということでありませうけども、これって世の中の的中的に見て何を基準に上昇というふうに捉えていいのかというのは、この基準が見合っているかどうかというのはどのように判断されたんでしょうか。その上昇率みたいなのところですね。何を基準に判断したかというのを分かりましたら教えていただけますか。

○スポーツ課長 これまでの最低賃金の上昇等をベースに勘案したものでございます。以上です。

○若狭 分かりました。了解です。

では、次に議案第8号についての質問をさせていただきます。訴えの提起についてということで、まずは市営住宅の相手方Aですね、市営住宅入居の方に関するものでございます。まずは、この相手方Aについてちょっと教えていただきたいんですが、Aさんの月収は幾らなんでしょうか。

○債権管理課長 このAさんは、月収は手取りで13万円程度ということでございます。以上です。

○若狭 ありがとうございます。あと、母親がいらっしゃると。その医療費もかかっているというお話を聞きました。この母親との面談というのは行ったんでしょうか。

○債権管理課長 本人とは面談をしているんですが、母親とはちょっと会えていなかったと思います。以上です。

○若狭 それは、病院にいるため会えないのか、御自宅にいるけど会えないのか、どちらでしょうか。

○債権管理課長 滞納しているこのAさんですけれども、私ども現在弁護士に委任をして、面談は弁護士事務所で行っているということで、お母さんも面談する必要

があったのかもしれませんが、この方ちょっと足が悪いというのも最近聞きまして、そういったところに出てきてもらうのはAさんということでございます。ただ、現在こういう明渡しを求めるような状況にはなっていますので、福祉のほうの部門ではお母さんの状況も聞きたいということで、今お母さんとも面談をしようとしているところでございます。以上です。

○若狭 このAさん御本人とお母さんの年齢というのは何歳代の方なんでしょうか。

○債権管理課長 Aさんは50代半ばでお母様は70代の半ばということでございます。以上です。

○若狭 今市のほうで依頼している弁護士ですけども、この弁護士は誰なのかというのは情報開示できるんでしょうか。

○債権管理課長 私債権全般が神谷法律事務所の神谷弁護士に委任をしております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。こちらAさんが滞納分をお支払いするに当たって、途中で予定だったものが使ってしまったという話がこの議案のほうに書いています。この使ってしまったお金というのは、何に使ったかというのは把握されていまずでしょうか。

○債権管理課長 何か借りていたお金を返してしまったとか、あとはたばこ代とかお酒とか、あとゲームとかですかね、そういうのに使ってしまったというふうに聞いております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。相手方Aさんの残りの預貯金とか財産というのは幾らぐらいあるんでしょうか。

○債権管理課長 現在詳細な預貯金というのが、前に生活収支状況というのを示してもらったんですけども、そのときに預貯金というのはなしということで記載がございました。現在も変わらないと思います。以上です。

○若狭 なるほど。そうすると、やっぱり預貯金が今ないという状況で、仮に市営住宅出て行くことになった場合ですけども、次の住居というのはそれで見つかるんでしょうか。

○債権管理課長 今までこういった事例でも何とか見つけていただいているんですけども、今回この方ちょっと心配な面もありますので、具体的に言うとあいネットという福祉の相談窓口として市が委託している団体があるんですが、そちらの窓口を通じて住居を今探しているものの、出てはいかなければいけない状況ではあるので、住まいの確保に向けて今探しているところではあります。以上です。

○若狭 では、そのあいネットへの相談、そういった支援以外で、柏市として次の住居への支援みたいなのはしていくつもりなんでしょうか。

○債権管理課長 住居の確保に関しては、今申し上げたとおり一緒に探しているところではあるんですけども、それが確保できた場合に、状況によっては生活保護を受けて、その住居に家賃の補助ですかね、そのほうも要件が当てはまればしてい

くということになります。また、お母さんですね、高齢の方なんですけども、なかなか2人で一緒に入るといところが、ちょっと住居が、例えば無料の低額宿泊所みたいのが市内にはないというようなことなので、不動産屋も探してはいるんですけども、ちょっと別々になっちゃう可能性はあるんですが、その場合でも例えばお母様が市営住宅に申し込むとかということも今検討はしているところです。以上です。

○若狭 ありがとうございます。先ほどの神谷法律事務所さんへの費用というのは幾らかかっているんでしょうか。

○債権管理課長 着手金が1件ごとに幾らということではなくて、何件かこういう案件をまとめてやっていますので、この件に関して幾らということにはちょっと申し上げられないんですけども、大体25万から30万程度ということになります。

○若狭 分かりました。私が一番気になる部分というのが、やはりこの方、確かに滞納してしまっているという事実についてはよくないことだとはすごく分かります。市のほうもいろんな手を尽くして交渉してきた中でのといところは分かります。ただ、現実的にこのお二人、お母さんと御本人が住む場所がなくなったときどうするのかなといところがすごく気になっていまして、ここをしっかりと、住む場所というのは住まいの権利といところも考えなければいけないかと思っています。過去に銚子市でシングルマザーの方が心中未遂事件というのがありました。それは市営住宅にお住まいの方で、家賃の支払いに困ってしまっという、そんな事件がありまして、その際に国土交通省から、家賃を払えない方についてはしっかりとした支援をするよという通知が出ているんですよ。読み上げますと、住宅部局、あと福祉部局と連携して支援を行う必要があると。生活保護担当の部局とも連携して、家賃を払えない人に、やむを得ずどうしても払えない人に関してはそういった支援を行うというよな通知も出ているんです。そういったところも踏まえまして、やはりまずはそういった住まいをちゃんと用意といか、そこの見通しがつくということも同時にやらなければいけないですし、またそれがないと、出て行ってくれといことはちょっとあまりにどうかと。命を守るという意味では、なかなか私としてはちょっと賛成はし難いなって考えています。この住まいの権利といところに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○住宅政策課長 住まいの権利、市営住宅に今お入りなんですけど、市営住宅、公営住宅法の中で一定のルールを守っていただかないと、やっぱりお住まいになるということは難しい状況です。その中で、一番の最低限家賃をお支払いいただくという部分がちょっと欠如しておりまして、経過を申し上げますと、この方令和元年ぐらから滞納が始まりました。その後、御本人に督促催告、それから連帯保証人である御親族の方に督促催告を繰り返した中で、一度はお支払いをいただいて、住宅政策課が窓口になっている時点でも、その後はお支払いをしますという約束をいただいた方です。ただし、その後約束をいただいて1か月、2か月はお支払いいただけるんですけど、その後お支払いが滞ってしまうという状況です。やむを得ず今回

は契約を解除して、出て行っていただくというような流れを取っています。その後の措置については、先ほどの債権管理課のお話にありましたように、柏市のあいネット、福祉の窓口と地域包括支援課、こちらと連携をしながら、次のお住まいを探しながら、場合によっては息子さんとお母さんで別れて生活をする。そういったことまで含めて御相談に乗っているという状況です。以上です。

○若狭 ありがとうございます。この柏市全体での市営住宅における滞納世帯の数って、大体どのくらいあるんでしょうか。

○住宅政策課長 滞納世帯数約50、それで金額的には5,000万をちょっと超えるという状況ではありますけど、どうしても年金生活の方、1か月間遅れるとか、そういった方も含めてその数字ということになります。

○若狭 市営住宅の空き室ってどのくらいあるんでしょうか。

○住宅政策課長 空き部屋につきましては、今832戸のうち190ほどが空いているという状況です。

○若狭 なかなかいろんな決まり、条例とかがある中で、難しいかもしれないんですが、やはりこういったのは本当柔軟に、個別に判断して、例えば空き部屋があるんだったら、まず空き部屋使ってもらおうとか、そういった何か寄り添う対応というのが求められるなというふうには私は考えています。ありがとうございます。あと、その方がもし、例えば買物、いろんなたばことかに使ってしまう。もしかしたら精神疾患とか、そういった可能性ももしあるのであれば、また別の支援の仕方もあると思いますし、もっとももっとこの方御自身の、なかなか会えないというような、そういった状況もあるかもしれないんですが、もう少しそういった寄り添うことが必要なのではないかなというふうに考えております。ありがとうございます。私からの質問は、この区分以上でございます。

○内田 それでは、議案第3区分について、まず議案第5号からお尋ねをいたします。指定管理者の指定のスポーツ施設についてでございますけれども、指定管理者制度そのものには疑問を持つ立場ですが、仮に是とした場合に、これはスポーツ施設とはいっても、運動場と体育館とプールというのはそれぞれ性質が異なるものなんです。これは、なぜ一括指定にしたんでしょうか。

○スポーツ課長 全体として一括でお願いすることによって、1つはスケールメリットがあるということ。また、複数施設を一括して、清掃、整備、修繕、巡回、また課題検証を一体的にできること。また、職員が複数の資格を有していることで、事務だけでなく現場の複数業務を兼務して行くと、そういう効率的な運用もできるというところでございます。以上でございます。

○内田 一括指定にした場合と分割指定にした場合の経費の比較というのはできていますでしょうか。

○スポーツ課長 一括指定と分割指定、分割指定についての経費の比較そのもの自体は行っておりません。ただ、一般的に分割して個別で行うと、先ほど申し上げたとおり個々での費用も係ることになりますので、当方としては一括でのお願いをし

ているところでございます。以上です。

○内田 指定するならば、私はやっぱり分割にして、費用は問題が起きますけれども、個々の事業者のノウハウを生かしていくべきなのかなと思っています。やはり、そもそもスポーツ施設、スポーツ課が市民生活部に移管されたわけで、市民生活部の趣旨からすると私はスポーツを柏市は推進しているわけですから、市民との協働で行っていくべきですし、そういう意味では直営で運営したほうがいいと思ってるんですが、これは指定管理者にそもそも10年前に切り替えたというのはどういう理由があったんですか。

○スポーツ課長 先ほど御答弁させていただいたとおりの内容になりますが、全体に個別、市直営の管理ですと、人件、またコスト等の面も勘案しまして、柏市では当初のところ指定管理制度を導入したものでございます。以上です。

○内田 指定管理者制度そのものが、指定管理料が人件費高騰で額が上がるというのはやむを得ないことですが、指定管理者というのはどうしても回数を、公募を重ねるごとに随契、一者独占みたいな形にもなりやすいですし、指定管理料を下げれば下がるほど、今度は非正規であったりとか職員の雇用、人件費の問題なんかも、労働条件なんかの問題も出てきます。そういうところを鑑みると、私はやっぱり市民生活部に置いているという性質柄、直営で行うべきだということを考えているところです。それで、過去の指定管理料、先ほどの議論の中で、前回との比較で人件費高騰分というのが出てきましたけれども、指定管理者を導入した2013年、2014年、このときからの指定管理料というのはどう変化していますでしょうか、お示してください。

○スポーツ課長 当初令和3年度につきましては年間約3億、その前の平成17年度、直営自体は4.8億かかっております。その費用制度についてはそのようになっております。また、前回の令和元年から5年、今回につきましては年間1億6,900万程度で、今回については1年間で2億1,230万というような流れになっております。以上でございます。

○内田 あと、労働条件についてお尋ねしますが、現指定管理者の正規と非正規の割合というのをお示してください。

○スポーツ課長 申し訳ございません。実人数で申し上げます。予定だと正規社員が7名でパート職員が60名でございます。そのうち、市内の雇用につきましては社員が5名で、パートについては40名超ということの予定をしております。以上です。

○内田 やはり直営で行えば正規という形になるのを指定管理者にして、やっぱり非正規の率が増えていくわけですよ。それで、5年間の指定管理者の間パートで雇用されて、もし指定管理者が変わったら雇用が継続されるかどうか分からないじゃないですか。そういう意味では非常に不安定な要素というのがあるかと思えます。この指定管理者の労働条件というのを仕様書に書き込むことはできるんですか。

○DX推進課長 ちょっと条例等で指定できる条件について、ちょっとこちらでこ

れから調べますので、労働条件等仕様書をそこまで書き留めるかどうかについては、ちょっとこちらお調べして、後でお答えさせていただきます。以上です。

○内田 私は、その仕様書の段階で、しっかり賃金単価はもちろんのことながら、労働条件のことも付していく必要があると思います。業務委託もそうですけど、指定管理者もなかなか労働実態、委託先、指定先の労働実態というのを把握するすべがないというのが実態なんですけれども、これを定期的に調査するという事はスポーツ施設の場合も可能なんではないでしょうか。

○D X 推進課長 労働条件につきましては、毎年15案件ある指定管理者、15契約あるんですけれども、毎年1契約なんですけど、労働条件審査、社労士さんのほうに委託しまして審査のほうを行っております。なので、毎年全ての指定管理の状況、15契約ありますけれども、やっているわけではないということになります。以上です。

○内田 私は、労働条件についてはしっかり縛りを入れるべきだと思いますし、先ほどの御答弁ですと、常勤が7名で、60名が非常勤ということになると、やはり雇用の安定性というところを見ると、私はその60名の雇用形態というのが気になりますし、非常に不安定な雇用を生み出しかねない指定管理者制度を直営で行うべきスポーツ施設に導入することには疑問を感じています。

続きまして、議案第8号でございます。訴えの提起についてでございますが、これは私は対応が結構後手に回っているというふうに言わざるを得ないんですけれども、そもそも生活支援課が、例えばあいネットとか生活支援課のケースワーカーが関わるべきタイミングというのがもう少し遅かったと思うんですが、現在は生活支援課のケースワーカーはこのAさんにはついているんですか。

○債権管理課長 まだこの方、生活保護の対象ではないということで、生活支援課が関わってはございません。以上です。

○内田 生活支援課というのは、ちょっと企画のほうにお聞きしますが、生活保護だけを取り扱う部署なんですか。生活支援一般じゃないですかね。生活保護を申請しないとケースワーカーがつかないということはちょっと理解に苦しむんですけど、いかがでしょう。

○企画部長 自立支援等も当然業務として行っておりますので、生活保護だけではないという、分掌事務的には生活保護業務だけではございません。以上です。

○内田 そうですよ。だから、そこは債権管理課と企画部と住宅政策課が共通認識が必要だと思うんですけど、やはり私はケースワーカーをもう少し早くつけてあげべきだったというふうに思っています。この方の和解、以前議会のほうで和解の議決をしたと思うんですが、和解の議決以降の対応の詳細についてもう一回御説明ください。

○債権管理課長 昨年12月に議決をいただいたんですけれども、和解の前には双方の同意と、あと議会の議決が必要だということを説明をして、Aさんのほうから分かりましたということで回答いただいております、それから和解の議決をいただいているようなことではあったんですけれども、その後議決と前後して、現年分の

家賃の引落が残高不足でできなかつたりとか、あと約束をしていた過年度分の分納もちよっと途絶えていたりというような状況がございました。本年の3月に弁護士が再び面談を試みたときも、例えば約束をしてもその日に連絡が来て、ちよっと仕事が入ってしまったとか、発熱をしてしまったとかいうことで、当日のキャンセルというのが続いたような状況でした。ようやく面談に至ったときも、このままでは和解ができなくて賃貸者契約も解除になってしまいますよと。それで、そうなる明渡しを求めざるを得ないことになって、訴訟提起もあり得るということも説明したんですが、それでも構わないというようなことの回答だったということでございます。ですので、ちよっと和解をする意思があまり薄くなってしまったのかなということで、和解に至らなかったということでございます。以上です。

○内田 つまり和解の時点の前のコミュニケーションというのが十分ではなかったということも想定されますが、住宅政策課のほうで、債権管理課に移管する前の住宅政策課の接触状況で、この方で気になることというのは何かありましたか。

○住宅政策課長 先ほどもお話ししましたが、この方、令和元年度ぐらいから、8月ぐらいから家賃が遅れ始めた。その段階で、住宅政策課のほうとしましては相手方に対して催告、督促を行っております。遅れながらもお支払いをいただいていたというのが状況ではあったんですけど、令和2年の5月から7月、10月から12月、その部分については全くお支払いがいただけなかったもので、連帯保証人の方にお話をしてお支払いを一度いただいているというような状況です。そういった状況の中で、住宅政策課のほうとしては面会をしています。それは、令和3年の2月ですけど、相手方と面会をして、今後はお支払いをいただけるというふうな約束を一度はしているという状況です。以上です。

○内田 そうすると、この方の、今の住宅政策課の御説明を受けると、滞納背景というのがとても気になるんですが、滞納背景というのはどういうことが考えられますか。

○住宅政策課長 やはりその部分は気になる場所ですので、面会をしたときに相手方に聞いています。週3日程度働いて、10万円以上の収入がありますということ聞いておりますし、ほかに借金がないというような状況も確認はしています。どうして払えないのかというのがやっぱり聞きたいところではあるんですけど、相手方の回答としては、払いますというような回答をいただいて協議は終わっているという状況です。以上です。

○内田 何か疾病、病気があるとか、あるいはそういう症状、障害があるとか、そういうところというのは想定しなかったんですか。先ほどのちよっとケースワーカーをつけるかつかないかというところにもちよっと関連するんですけど、お尋ねします。

○住宅政策課長 先ほどの令和3年2月の面会のときに、必要によって福祉的な措置もあります。あいネットという連絡先、御相談先もありますということをお伝えはしているんですけど、相手方がそれに対して活用されていないという状況です。

以上です。

○内田 だからこそ、私はその時点でケースワーカーをつけるべきだったと考えますし、例えば転居を求めるに当たっても、裁判じゃなくても方法があるじゃないですか。例えばこの方の収入からすると、民間のアパートを契約するまで適切にアドバイスをしていくと。そうすると、今度家賃扶助がお二人で4万9,000円ですので、そうすると生活保護の対象になるわけですから、生活保護を取っていただくような方向で、裁判ではなくて移転交渉をするべきだったんじゃないんですか。

○債権管理課長 確かに住む場所を確保してから立ち退きの訴訟をやるんだったらやる、あるいは立ち退きの訴訟以外の交渉をするというのも気持ちとしては分かるんですけども、この方の場合は、ちょっともう既に契約を解除になってしまったので、今となっては訴訟以外の方法でこの方の明渡しを求めるということができないというような状況でございます。以上です。

○内田 今となってはそうなのかもしれないですけど、今に至る前の方法として、そういう手段も、転居交渉で生活保護を取っていくということもできたわけです。そうすれば生活保護費は差押えができませんよね。そうすると、生活再建ができるんじゃないんですか。

○債権管理課長 生活保護を受けられないかどうかということも、私どものほうで生活支援課のほうには相談はしていたんですけども、この方の月収プラス、あと一緒に同居している母親の年金合わせると生活保護の水準は上回ってしまったので、生活保護は難しいというような状況でございました。あとは、確かにあいネットさんのほうに相談をしたらいいんじゃないかというような提案をしていたんですけども、やはりこの方の場合、自分で動くというのが難しいようでしたので、今はちょっと遅かったと言われればそうなんですけど、あいネットさんのほうから連絡をして、今は面談等に至っているというような状況でございます。以上です。

○内田 所得だけで見ると、確かに市営住宅に居住していると生活保護は支給、受給できないかもしれないですけども、4万9,000円のアパートの住宅扶助を相殺すれば私は生活保護の対象になると思うし、裁判以外でもっと早く転居交渉をして、生活再建をしていくべきだったと思います。確認ですが、生活保護費は差押えの対象にはならないですよ。

○債権管理課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○内田 ぜひ今後御本人と接触する際に、生活再建ということを意識していただきたいと思います。次に、訴訟の時期なんですけれども、これはもう少し生活再建、生活保護のほうのアドバイスを中心にして、訴訟時期をもう少し待つということではできなかったんですか。

○債権管理課長 訴訟は行ったとしても、多分心配されているのが明渡しをして住むところがなくなってしまうんじゃないかというようなことがあるかと思うんです。ですから、訴訟をしてすぐに強制執行するわけではありませんので、訴訟自体は行うとしても、実際の強制執行までの間にはもちろん交渉もしますし、あいネッ

トのほうでの支援も住まい探しのほうも並行して行ってまいりますので、すぐに強制執行するという事ではないということでございます。以上です。

○内田　すぐに強制執行しないということは安心しましたけれども、であれば仮執行の申立ては訴訟から削除してもいいんじゃないですか。

○債権管理課長　今回の求める判決としては、建物を明け渡せということと家賃の支払い等々ございますけれども、仮執行の宣言を求めているのは明渡し以外の家賃の支払いとかについてということですので、明渡しについて仮に執行するという事はございません。以上です。

○内田　それは、こちらのちょっと資料の読みこなしが少し足りなくて、大変失礼をいたしました。仮執行は強制しないということも念頭に置いていただきたいと思えます。

次に、議案第9号についてでございますが、診療報酬、これも訴えの提起でございますが、診療報酬の高額療養費の不当利得返還請求についてでございます。これは、問題発生をどこで検知したんでしょうか。

○保険年金課副参事　まず、柏市がこれを知ったのは、千葉県から医療機関が不当請求をしていたので、自主返還に応じるという書類を提出してきたという通知で知りました。いつかという、去年の11月2日です。

○内田　事前の会派説明では県外の医療機関と聞いていますが、千葉県が指摘してきたというのはどういう背景があるんですか。

○保険年金課副参事　柏市が受け取った通知は千葉県からのものですが、これは千葉県が指摘したということの意味しているものではありません。

○内田　了解いたしました。この医療機関の財産の状況というのはどうなっていますでしょうか。

○債権管理課長　このA病院ですけれども、営業事業をしているのがBという医師でございます。状況としては、毎年4億5,000万から5億円の収入があるということで、そこから人件費が3億円程度、あと施設の経費などが支出していて、会計上は1,400万から2,800万程度の赤字ということにはなっておりますけれども、事実上の個人の収入として1億5,000万ほど確保されているというふうに見ておりますので、財産としてはあるというふうと考えております。以上です。

○内田　この医療機関は、交渉の中で債権放棄も求めてきていますけれども、これは他の自治体で債権放棄に応じている自治体というものはあるんですか。

○債権管理課長　応じているところはあるとは聞いてございません。以上です。

○内田　性質柄、債権放棄に応じるのは当然難しい案件だと思うんですが、では訴訟を提起している他の自治体というものはありますか。

○債権管理課長　既に訴訟提起して、口頭弁論の段階に入っているところ、それから訴訟を提出したというところも複数ございます。あとは、議会への議案の提出を済ませたというところも複数あるというふう聞いてございます。以上です。

○内田　そうすると、この案件は訴訟を提起して債権を回収することで、市の国保

の7割の分は回収できますけど、患者不利益という点では、これは保険年金課のほうになるのかなと思うんですが、患者不利益が生じるんじゃないんですか。患者さんへの返還通知というのは出さなくていいんでしょうか。

○保険年金課副参事 通常このような場合は、柏市から被保険者への通知は行っていませんが、本件に関しましては金額が大きいことから、今後通知をすることも必要ではないかと検討をしなければと考えております。

○内田 その通知をする場合、こういう事例でも、1万円以上からの通知というのを以前伺ったことがございますけれども、こういう案件でも1万円以下の方には通知されないんでしょうか。

○保険年金課副参事 今回の案件は、国が施設基準に合っているかを調べる調査に入ったときに、施設基準に見合っていないので診療報酬を返還するというのを医療機関に説明するという流れから発生するのですが、その際に国が被保険者にもそれに応じた自己負担を返すようにというふうに説明をしているので、通常はこのような場合は柏市から被保険者には通知は出しておりません。

○内田 つまり患者さんの不利益も解消される、柏市が直接ではないが、解消されるという理解でよろしいんですか。

○保険年金課副参事 国はそのように指導をしております。

○内田 そこら辺は、国ともしっかり連携して、患者の不利益も生じないようにしていただきたいと考えております。以上で議案第3区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○DX推進課長 先ほど御質問がありました指定管理者の議案第5号の件なんですけれども、指定管理者の仕様書に労働条件が記載できるかということについてお答えいたします。まず、書けるかどうかにつきましては、書けないという規定は今のところ見つけることができませんでしたので、書こうと思えば書けるというのが一応単純な答えとなります。ただ、一般的に労働条件に関しましては仕様書で書くというよりかは、評価のときにそこを見るといったケースが考えられるということで、指定管理者の手引のようなものを作っているんですけども、その中でも労働条件、ここで労働条件というのは、例えば高齢者ですとか障害者の雇用とかにも配慮していますとか、ちょっとそういった観点なんですけれども、そういう事例として評価の仕方がありますよということでお示しはしているところでございます。以上です。

○委員長 では、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 9分休憩

○

午後 2時20分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

○小川（学） 議案第10号の件なんですけど、訴えの提起、先ほどからいろいろ各委

員が質問をされていて、それなりに状況は分かりました。あいネットを進めているというお話なんですけど、失礼しました、議案第8号のほうです。議案第8号のほうの訴えの提起のほうです。訴えの提起のほうのことについて、各委員がいろいろお話をされている中で、現在2万1,000円の家賃で、あいネットのほうにお勧めをして、何かもっといい条件というか、状況に持っていかうということなんですけど、どうなんですかね、民間の不動産屋にお願いして、2万1,000円以下の家賃があるのかとか、要するにこの方にとって訴えを提起をして出て行ってもらったほうが幸福なんですか。いいんですか。

○債権管理課長 この方については、2万1,900円の市営住宅で、家賃が2万1,900円だったんですけども、この条件よりも安いところというのはまずないんです。なので、そういうのが条件のいいところということではなくて、もうこの方は度重なる和解に向けた交渉が、結局もうこれ以上は無理だろうということになってしまったので、もう期限を切って話し合いをしていたんですけども、その期限が8月いっぱい切れてしまって、契約がもう解除になってしまっているんです。ですから、もう市営住宅を出て行くことは、出て行かざるを得ないという中で、ただこのままだと裁判を起こして明渡しの強制執行の日も来てしまうという、このままだと、何もしないとということで、住まいの支援をしないとこの人の場合はちょっと心配なので、あいネットさんにつないで住まいを探してもらっているという状況でございます。以上です。

○小川（学） 状況は分かりました。分かっているんですけど、要するにここで各委員の立場として賛成、反対が問われるんですけど、そもそも、だから賛成したほうがこの方にとってはいいのか悪いのかという、そういうところをちょっと聞きたかったんですよ。要するに、あいネットに持って行ったはいいけど、2万1,000円よりも安い家賃がないよというのも分かっている、その状況で、だけど強制退去なりなんなりして生活保護をもらったほうがいいんですよというような、そういう道筋があるのであればもちろんこの人にとってはいいし、私も賛成するしということを聞きたかったんですよ。どうなんですか。

○債権管理課長 この方は、このまま収入が増えないと、手取りは13万円、なかなか母親の人と一緒に住めない可能性がありますので、そうすると生活保護の基準だと住居が4万1,000円ということなので、そうすると4万1,000円の部屋を探せたとすると、残りが9万円ぐらいになってしまうと。そうすると、恐らく生活保護の基準には入ってきてしまうので、そうするとこの人住まい、住居の家賃すらせつかくためにもゲームとかに使ってしまうということでしたので、それが生活保護で住居の費用が出ることになれば、生活には、少なくとも住むところには困なくなるんじゃないかなというふうには思っております。あと、生活費も13万円と家賃の4万円払って、足りない分は生活保護で補うことができると思っていますので、むしろこのほうがいいんだろうというふうには思っております。以上です。

○小川（学） 分かりました。今のお話のように、要するに訴えをして強制退去と

いうだけではなく、その道筋を示していただいて、だからこの方にとっては、各委員がここで賛成をして、ほかのあいネットを使った道筋があるということを示しただけだと私は賛成にしたいと思います。ありがとうございました。

○渡部 では、議案第5号の指定管理者から伺いたいと思います。そもそも決まりとして、指定管理者の応募の際に、今回は協栄の単体だったわけですが、柏市としては単体の応募あるいは合同企業体だとか、そういうことについては何か基準みたいのを持っているのでしょうか。どちらでもいいと、そういう特に基準はないということなのか、まずそこをお示してください。

○スポーツ課長 柏市といたしましては、この施設管理を補えるものということで、単独であっても、コンソーシアム、共同事業体であっても、それは特に制限はしておりません。以上です。

○渡部 前回アシックスと協栄とかが共同を組んでいて、今回は協栄の単独になった。何かあったんだろうなと思うわけですが、そういうことは何か明らかにできることってあるのでしょうか。もうお互いに一緒にやらないほうが良いという判断を下したのか、一緒にやってもなかなかメリットがなかったのか、そういったことというのは、何か私たちが知り得る情報はありますか。

○スポーツ課長 今回の応募に関しては、改めてリセットしてどのような形で来ますかということで募集をしておりますので、当方といたしましては、そのような細かい内容についてちょっと知るべきがございません。以上です。

○渡部 共同でやっていた場合、それぞれが本社の経費というのを負担していたのではないかなと思うんですね。今までと、要するに指定管理料の中から本社の経費に回す分というのが2社だった場合と1社だった場合とで何か違いが出てくるのではないかなと思うんですけど、そういったところは提案した理由の中で、何か今までとの違いというのはあるのでしょうか。

○スポーツ課長 いわゆる管理費等々の話をされているかとは思いますが、内容については示されておりますが、具体的にこれまで、現在でいうとアシックスと協栄ですか、それぞれがどのような、会社そのものの中身の費用についてはちょっと我々のほうでは細かいところは知る方法がちょっとございません。以上です。

○渡部 管理の内容というのがかなり多岐にわたると思います。自主事業もたくさんやっています。そうすると、今までアシックスが果たしていた役割、協栄が果たしていた役割、意外と明確になっていたのでしょうか。

○スポーツ課長 現在の状況を申し上げますと、いわゆる自主事業、自分たちで行う事業につきましては、主にアシックスがその役を担っております。一部協栄そのものも行っているものがございますが、今後につきましては、新たな5年間につきましては協栄のところを自主事業として行うような形になります。以上でございます。

○渡部 ちょっと心配されるのは、多分アシックスのほうに自主事業についてはいろいろなノウハウを持っているんじゃないかなってちょっと思えたんです。スポー

ツ施設も中身によりますけれども、自主事業が恐らく活発になされていたんではないかと思います。それは、テニスコートだったらどちらかという、貸しコートのに使われている時間帯のほうが多かったんじゃないかと思うんですけども、自主事業は主には中央体育館とか沼南体育館の自主事業というのが多かったんでしょうか。それともほかのスポーツ施設においても自主事業はいろんなメニューがあって、盛んに行われていたんでしょうか。

○**スポーツ課長** 自主事業については多種多様で行っておりますが、主な例を挙げますと、やはり中央体育館、沼南体育館を基点にして行っているものも多うございます。そこを基点にして、先ほど少し申し上げましたが、ヨガとかナイトティラピス、これは協栄等との提案によって行っております。また、委員の皆さんも御承知かと思いますが、アシックス、陸上得意でございますので、ランニング教室であったりとか、そのようなものはアシックスの自主事業ということで提案いただいて、共同事業体ですので、双方の中で提案されたものを実際に現在行っているという状況でございます。また、今度の5年間については協栄単体になりますが、同じように地域のスポーツクラブ、また何らかの形でそのような事業提携、ウエートトレーニング場もございますので、その中からいろいろなノウハウを吸収した中で提案はされているというものとなるというふうにこちらとしては考えております。以上です。

○**渡部** そうすると、今までやっていたアシックスに担ってもらっていたところが協栄でなかなかできないという場合、事業の一部などを再委託する、協栄が直接やるのではなくて、ほかの企業にそれを委託するということはあり得るんでしょうか。

○**スポーツ課長** そのような形も十分考えられると思います。以上でございます。

○**渡部** そうすると、指定管理者の場合は、請け負ったところが全てその事業に、自分の関係するところをもちろん使ったりもするでしょうけど、それ以外にできないところは委託をするわけなんですよね。そういう再委託が禁止されているという部門もあるし、だけど指定管理の場合は再委託は全く禁止されていないという理解でいいんでしょうか。

○**スポーツ課長** 基本的には御提案をそれぞれの事業者にいただきますけれども、再委託というか、新たな事業者、得意分野とする事業者のほうに改めて委託をお願いするということを禁じているものではありません。以上です。

○**渡部** 特に自主事業で非常に気になるのは、事業って継続しているわけですね。3月からと4月からの事業者が代わったからといって、教室が4月からなくなったり、変わったり、インストラクターが代わったり、いろんな変化が出てきてしまうんじゃないかというところを非常に気にするんです。市民から見れば、どこが請け負うかは別にして柏市の施設で、そこにいろんな事業があって、そこで健康づくりをやったり、楽しんだりしていた。事業者が代わることで、その辺が急に変化が起きたりして、市民にとって不利益なことがないのか。これは、指定管理者で何年かごとに契約を結び直していれば、その事業者が提案した中身が変わってきたら、

今度は市民の側が今までと同じような教室、スクールに通えないなんていうことも起きてきてしまうのではないかなって、そこが指定管理の非常に私は問題なところだと思うんです。今回の場合、協栄は残るわけですけども、そうすると今まで継続していた様々な自主事業、スクールなんかで変化が起きて市民が困るというようなことはあり得ない、起こり得ないというふうに理解できますか。

○スポーツ課長 一応自主事業に限らず、各種事業につきましては毎年見直しを行いながら、当然人気があるようなものについては継続して行っております。今回協栄継続いたしますので、人気があるメニューについては恐らくそのまま残っていくことになろうと思いますが、仮に同じような事業者が引き継がれても、そうでないとしても事業の見直しを行って、さらに皆さんに魅力的なものを提供できるようにと、これは民間のスポーツクラブと同じような考えで行っておりますので、そのような利便性を損なうということはないような形で進めていくものというふうに考えております。

○渡部 先ほども職員のことについて前質問がありました。指定管理者が変わると、そこで働いている人も当然ながら変わる場合もあると思います。特に、正社員の場合、例えばアシックスの正社員が働いていたら、その人たちは今度はいなくなるわけですね。そうすると、市民との関係で、やっぱり職員ってなるべくだったら変わらないほうがいいと思いますし、雇用されていた人が雇用が継続されないというのは問題だと思いますので、雇用の継続という点では、今回は何か柏市のほうでもうこういうことでやってくださいという提案をしたり、あるいは協栄のほうから雇用については引き続き働いていた人については再雇用しますとか、そういった提案というのは具体的に上がっていたでしょうか。

○スポーツ課長 実際の雇用につきましては、それぞれの事業体のほうで行うようになりますが、原則としてというか、基本的には提案の中で地域住民の雇用ということで、そこは継続的、また雇用に関するところで、正規、非正規問わず、均等に雇いますよということで、地域の方を積極的に採用しようということになっておりますので、その点については大きなところで懸念を抱いているところではございません。また、指定管理者が継続、また変更になることについても、実際にはそれぞれの本社というか、事業体によって雇われている者が、要は詰める事業所として柏の施設を使われているということなので、そこで雇用を失うとかいうようなことはないものというふうに認識しております。以上です。

○渡部 先ほど市内雇用って何か人数が出ていたような気がしたんですけども、あら、意外と市内の人少ないわとか、ちょっと思っちゃったんですけども、やはり指定管理者制度を取っていて、何年かに一度入札をやるということは、結局その事業の継続性ですとか雇用の継続性、安定性、あといろんな課題があるので、指定管理者の制度そのものに私どもやはり賛成できない立場なので、議案第5号についてはぜひ自主事業などの内容についてはよくなることに期待はいたしますが、やはりこの制度そのものには大きな矛盾があり、働いている人もやはり安上がりの、結局

は雇用になってしまうんじゃないかということを非常に危惧いたします。それで、これは直接指定管理とは関係ないんですけども、各施設の利用料金なんですね。これは条例で定めているので、今回の指定管理の変更で料金が変わるということはないと思うんですけど、そこはぜひ確認をしたいなと思ったんです。それは、実際にその施設を使っている方から何度か値上げがあって、テニスコートなんか540円だったのが、途中上がって今1,020円ですか、高齢者が割と使っている施設も多いです。そうすると、利用料金が上がるということをやっぱり一番困ることだなというふうに言っておりますので、今回指定管理者が変わることで、例えば条例改正などとの関係で利用料金をいずれどこかの時点で上げるとか、それは利用料金上げれば指定管理者に出すお金は少なくなる、柏市のほうの負担が軽くなるという、そういう関係にあるんじゃないかなと思いますが、利用料金については何か今検討されているということはあるでしょうか。

○スポーツ課長 利用料金につきましては、今回料金の条例改定等出しておりませんので、条例を上限とした形で、今後指定管理者からの提案を受けて承認するような形になります。また、今後につきましては費用とか、あと施設維持等々勘案しまして、そこは検討を進めていきたいと思っております。ですので、今現段階においての利用料金の変更についてはそこまでというようなお話になろうかと思っております。以上です。

○渡部 分かりました。

次に、議案第8号について伺います。今もたくさんの議論がありました。一部重複してしまったら申し訳ありません。この方の実態、現状というか、本人が50代で仕事が手取りで13万、それは週に3日ほど働いていて13万。それで、お母さんが70代で年金を受け取っていて、その年金が月額だと2万円、これはもう一度確認しますが、そういうことですね。

○債権管理課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 家賃の滞納が始まった頃、令和元年分から滞納があった。あいネットを紹介したのは令和3年の2月。この家賃の滞納が始まったその直後に、何らかの関わりは柏市としては持たなかったのでしょうか。

○住宅政策課長 この方の家賃の支払いが遅れだしたのが令和元年の8月頃です。その頃から指定管理者による電話の支払いの連絡、それから督促、催告、そういったことを進めております。以上です。

○渡部 滞納が始まったということは、その方の生活に何かしらの変化があって払えなくなっている。そういうときに、これも東急ですよ、東急コミュニティーが指定管理になっていきますけど、そこが電話で督促、催告をする。つまり東急は、決してこの方の生活を支援しようという形で滞納が始まった、何かあったんじゃないか、暮らしはどうなんだろうかという、そういう立場で東急がこの方と接触は、恐らく私していないんじゃないかと思うんです。税とか国保でもそうですけども、滞納が始まったそのすぐのときに手を打っていただければ大きな問題にならなかった。延滞

も取られなくて済んだなんていう経験もたくさんしています。そうすると、家賃の滞納が始まったそのときに、何らかのこの人の生活に対しての柏市としての関わり、本来それがあるべきだったんじゃないかと思うんですよ。でも、それはなかったわけですよ、確認しますけど。

○住宅政策課長 指定管理者の関わりにつきましては、お金を払ってくださいというような催告、督促の意味ではなくて、今月分の家賃が払われていませんというお知らせをするというような状況になろうかと思えます。それを受けて、我々市のほうの職員が督促、催告をすることになりまして、それによって相手方に対して連絡をして、相手方が相談に乗ってくれれば、こちらとしましてもそれに対する対応というのできるんですけど、今回のケースの方のようにスルーをするといいますか、無視をされてしまったり、または面会の約束をしても来ていただけなかったり、そういったことが繰り返されると今回のようなケースに陥るとというのが現状でございます。以上です。

○渡部 行政は、往々にしてやはり待ちの姿勢なんですね。向こうから言ってこないとか、スルーされるとか、電話に出てもらえないとか。そうではなくて、やはりその裏側に何かあるのかということをもともと行政は、私は考えるべきだと思います。委員会でも野洲市に視察は行って、私も2回野洲市行ったかな、もっと踏み込むんですね、行政が。市民の生活再建に対して、もっと私は責任を持たなければいけないと思います。あいネットの連絡先を伝えただけでも、検討するように促したが、相談した記録はなかった。これは、先ほどありましたけれども、あいネットがありますよ、ここに相談してくださいというそれだけで、その方があいネットに自ら連絡をして相談するってあまりなかなかないんですよ。私も本当に経験ありますけれども、それこそ一緒に窓口まで行くということをしなければ、こんな電話番号ありますって伝えただけで、困っている方が自ら相談に行くということは、私はむしろそのほうが少ないと思うわけです。このときは、あいネットを相談するように勧めた。その後、相談した記録はなし。これでとどまったわけですよ、実際は。ということですか。

○住宅政策課長 この方、確かにあいネットをお勧めした経過もありますし、またこの方には連帯保証人の方がいらっしゃったんで、その連帯保証人の方に市のほうから連絡をして、お支払いいただけませんか。この滞納している方と連帯保証人、近い方でしたので、御相談をしてお支払いいただけませんか、そういった御提案もしているという状況です。以上です。

○渡部 先ほどやり取りの中で、借金のこと、引っ越し費用をためたけれども、それを滞納分に充てれば和解ができると。しかし、ためていた引っ越し費用を使ってしまった。残っていなかったという記載もあったかなと思います。先ほどからの答弁で、私ちょっと多少気になるのが、たばこの話とかゲームの話とかいろいろ出てきています。50代の方が週に3日の仕事で手取りが13万、いったいどんなふうに暮らしていたのか。なぜ週3日の仕事しか見つからなかったのか。もっと就労支援で

働けなかったのか。3日しか例えば働くだけの体力しかなかったのか。そういうことについては、例えばお母さんについては狭心症というのがありましたけれども、じゃこの御本人の体の状況、それとお母さんの病気の状況、病院にどんなふうに行っているか、その辺についてはどうでしょうか。お示してください。

○債権管理課長 この方と何度か弁護士が面談等しておりますけれども、その中で、このAさんについて何か病気があるとか、そういうことは聞いてございません。ただ、お母さんに関しては狭心症ということで、病院に月8,000円ぐらいかかっているということは聞いたことがございます。以上です。

○渡部 この方は、今生活保護ではありませんから、例えばお母さんの介護保険料ですとか、あともし国保だったら国民健康保険料とかの発生があると思います。そこについては滞納がないということによろしいのでしょうか。

○債権管理課長 Aさんについては、事前にはほかの債権について、市税とか国保とかの情報を見てもよいということで了解はいただいております、特に市税とか国保の滞納はないんですけれども、国保の滞納がないというのは、この方は勤務先で社会保険に入っているということなので、国保には入っていないということなんです。お母さんについてはその了解を得ておりませんので、ちょっと滞納については調べていないという状況です。以上です。

○渡部 相当ぎりぎりな生活だろうなと思うんです。13万と2万で、つまり15万。そのほかに、会社が保険料を払ってればもちろんそれは天引きですけども、医療費もかかる。生活保護だったら医療費かかりませんけれども、この方はお母さんの医療費がかかっていた。御本人ももしかしたら医療費がかかっているかもしれない。そうすると、機械的に生活保護ぎりぎりだとか、生活保護の対象にならないということではなくて、生活全般の支援、この人については本当に具体的になされるべきだったんじゃないかなというふうに思います。先ほどから聞いていて少しちょっと矛盾を感じたのは、この方が例えば市営住宅を出ます。仮に4万9,000円の家賃のところに住みました。そうすると、家賃は4万9,000円で高いから、この方の収入とお母さんの年金を加えて、そこから家賃を払ったら残っている金額は生活保護の対象以下、要するに生活保護の対象になるほどの金額しかないということによろしいですか。

○債権管理課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 だったら、何も今のまま市営住宅に住んでいていいんじゃないのって思うわけですよ。そこは、何か手続を踏まなければそんなふうには持っていけないみたいな先ほどから答弁ですけども、引っ越しをするということが高齢者にとってどれだけ大変なことか。新しい場所で、今の住まいとは大きく離れたところかもしれない。そういったところまで私は検討すべきだと思うし、何よりお母さんと、先ほどの答弁ではお母さんと接触できていない、お母さんの話は聞いていない、具体的にお母さんと顔を合わせたり、お母さんの様子を直接確認したりということとはできていないということでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおりでございます。以上です。

○渡部 家族であっても、御本人の状況だけではなく、お母さんについてもどんな状況なのかということは柏市がきちんと自ら把握すべきだというふうに私強く思いました。訴訟をするということは、恐らく市民からすると、柏市から見放された。柏市からの最後通告というふうに受け取るのではないかなと思うんです。私は、今の時点でもまだやるべきことはあるんじゃないかと思えますし、すぐにそういう手で手続を取って、一旦市営住宅から出てもらう。それには、アパートを見つける。もしかしたら、先ほど何かちょっとひどいこと言っていましたよね。本人は無料低額宿泊所で、お母さんのほうだけ市営住宅、離れ離れに住んでもらうことになるかもしれないというような答弁ありましたけれども、親子を切り離すというのは私はいかななものかと思えます。じゃ、支援は誰が取るんでしょうかって話になるんですね。だから、今のところできちんと生活していけるような方策をもう一度きちんと私は検討していただきたいと思えます。その大前提として、まずお母さんとの接触も図ってほしいと思えます。生活支援課ともよくお話をいただいて、まずは生活の再建、ゲームがストレス解消になる場合だってあると思えますよ。けれども、生活行き詰まったり、希望が持てなかったり、本当にこの方、もしかしたら生きていくのが本当に大変な方かもしれない。そうしたときに、本当に行政が寄り添って、何とか生活を立て直していこうという立場に立てば、やはり市営住宅を追い出すという方法を私は取るべきではないと思えます。先ほど若狭委員も言っていました、市営住宅じゃなく、銚子の県営住宅ですよ、県営住宅で立ち退きのときにお母さんが娘さんを手にかけたという、これの反省はやはりすごく重く受け止めるべきだなと思えますので、私どもは議案第8号は反対の立場を取ります。もっと行政としてやるべきことはあるし、それを考えていくのが市の職員の仕事だというふうに思えます。以上です。

○山田 それでは、私は議案第5号のほうで伺います。全体施設整備が長寿命化の中で、特にこの議案第5号に関しては若狭委員からも老朽化した維持管理の問題とか、それからいろいろ問題出ておりますけれども、本当にこういう施設の活用で、今生涯現役、それから健康寿命の底上げとか、楽しむ活力の展開とか、いろいろ市のもっともの方針が、この指定管理者が一応きちっと整合して頑張るということでございます。その中で、かなりみんな古い施設がずっと残っていて、特に私は聞きたいのは、このプールが5施設ありますけれども、この辺は今度指定管理者受けたときに、スムーズに管理の展開が大丈夫かどうか、その辺はどうでしょう。

○スポーツ課長 結論から申し上げますと、協栄そのものはプールを得意とする事業者でございますので、その辺は信頼をしております。また、ここまでの実績を踏まえても、我々とともに課題を共有しているところもございまして、それを踏まえた上で、確かに施設かなり老朽化しておりますので、そこを計画的に、限られた予算の中で更新できるように双方で努めてまいりたいと考えております。以上です。

○山田 今本当に気候変動だとか様子が変わってきちゃって、夏場なんか猛暑で、それから雷が来たらもう全然できないとか。それから、施設がだんだん壊れてきちゃって、鍵ももうかからないだけじゃなくて、排水管が駄目だとか、いろんな問題が出てきて、それをいろんなことを細かく言うのは、なかなか進行管理の中で直していかざるを得ないんですけれども、その途中で、いわゆるこの指定管理者を受けたときに、無論この中でもうたわれていきますけれども、やっぱり管理者のほうでリスクをしょっちゃうようなことってあり得ましょかね。

○スポーツ課長 その点につきましては、前回の議会でも御承認いただきましたが、要は金銭面も含めた形で、事業者が対等にお仕事をされたものに対しては、それを評価した上でしっかり支払いのほうはすると。そこは、先ほど言った過度な負担がしないような設計としております。これにつきましては、これまでを踏まえた上で精査をして、負担行為の承認もいただいているところでございますので、それを踏まえた上で、中身についてはまた今後協議しながら計画的に進めていきたいと考えております。

○山田 老朽化で専門的なやっぱりある程度管理ができる人たちがそれぞれついていかないと、導いていくところが責任を取るということではないんですけれども、市民が安心してできるように、業者はしっかり研修とか、それからあと自分で持っている、協栄が持っている管理責任、十分大いに起動してもらいたいと思います。

○スポーツ課長 ありがとうございます。指定管理者につきましては、先ほど来申し上げているように、それぞれのノウハウ、これまでの実績を踏まえた上で、それを得意分野として、それが指定管理者1つのメリットでございます。あとは、その決定権につきましては、行政のほうもしっかりグリップしながら、適切な維持管理、また発展的なスポーツ施設の運営に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○山田 私も委員さんの答弁の中で大体分かっているけれども、やっぱりそれぞれこれから全体が長寿命化を図っていったときに、やっぱり応分の負担とかいうようなことが必ず命題で出てくると思います。指定管理者に言うべきことではないんですけれども、どうぞこの建物、特にみんな楽しんでいる市民に一番身近なところで、その辺の管理体制をしっかりと見極めた上で行動していただきたいと思います。以上です。

○塚本 議案第9号について質問させていただきます。不当利得返還請求、民法703条か704条かちょっと分かりませんが、複数の自治体が関わっているようなんですけれども、債権額全体で幾らくらいになるんでしょうか。

○債権管理課長 全体で6億7,000万円程度でございます。以上です。

○塚本 今回の訴訟に関しては、柏市は単独なんですか。それとも共同歩調で、何か共同訴訟参加みたいな感じで取り込まれる予定とかあるんでしょうか。

○債権管理課長 共同ではなくて、柏市単独でということでございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。A病院は、夜間の看護職員の配置基準が満たさな

いということですがけれども、これは現在は設置基準を満たしているかどうかというのは分かりますでしょうか。

○債権管理課長 現在は、基準を満たして診療を継続しているというふうに聞いております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。現在柏市で、またこの病院に入院されたような方もいらっしゃるのでしょうか。

○保険年金課副参事 現在柏市の利用者は国保、後期、生活支援全部合わせて3名で、そのうち入院している方は1名です。

○塚本 ありがとうございます。今回の件に関して、例えばちょっと指定の取消しだとか、そういうのはちょっと名称は分かりませんが、そういったペナルティーみたいなのはこの不当利得返還請求以外にそういうのはあるのでしょうか。

○保険年金課副参事 今回は、基準に合わなかった部分の医療費の返還のみとなっております。

○塚本 今回の調査、柏市は千葉県からの通知で分かったということなんですけれども、もともとは東京都か何か施設を調査に入ったときに基準を満たないというのが分かったというふうに先ほど、ちょっと間違っていたらごめんなさいね、なんですけど、これは柏市は何か独自にこういったのを定期的に調査しているとかということはないのでしょうか。

○保険年金課副参事 医療機関が診療報酬をもらうためには、施設基準の届出というのを厚労省、国のほうに出します。それで、その施設基準に合致しているかの調査は国が行っておりまして、都道府県はできたばかりのときにこれと共同で入るとか、何か問題があったときに入るといったことがありますけど、柏市としては診療報酬の内容が合っているかどうかという調査しか権限を持っておりません。

○塚本 分かりました。柏市には調査権限がないということだと思っておりますけれども、ということは類似事案があるのかどうか分かりませんが、そういった事案を調査するかどうかはやはり国のほうがきちんと調べると感じになるということではよろしいのでしょうか。

○保険年金課副参事 そのような状況です。

○塚本 ありがとうございます。ちょっと先ほど最初に複数の自治体が絡んでいる債権額の合計額を聞いて、かなりちょっと悪質じゃないかというふうに感じました。しっかり柏市としても対処していただきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第5号、指定管理者の指定について（運動場、プール及び体育館）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第8号、訴えの提起について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第9号、訴えの提起について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構でございます。どうもお疲れさまでした。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○債権管理課長 引き続きよろしくお願ひいたします。令和5年12月7日に報告をいたしました専決処分についての1番、訴えの提起の1番について御報告をいたします。本件は、柏市船戸山高野にある有限会社ワールドロック通商が相手方です。その相手方に対し、そこに勤務している従業員等の未払いの市県民税と国民健康保険料について、柏市が差し押さえた給与と債権の取立て額118万7,700円の支払いと訴状が送達の日から翌日から支払いまで年3%の遅延損害金の支払い、それから訴訟費用の負担を求めるものでございます。この訴えを提起するに至った主な経緯について御説明いたします。この会社の従業員は、柏市に平成30年に転入しました。翌年、令和元年度に市税と国保料について、国民健康保険料について分納の相談をした記録がございます。しかし、分納するという額自体が収入に比べて少なかったこと、その少ない金額ですら履行しないということが多いというような状況でございました。そのため、令和3年度に債権管理課のほうで徴収の事務を引き受け、弁護士との相談を受けてもらいました。ただ、そのときも弁護士の態度が悪いなどということで催告を無視するようになってしまったということで、その令和3年の12月に給与の差押えを行ったものでございます。しかしながら、この相手方法人が柏市に支払いをしなかったため、今年の5月に取立て業務を弁護士に委任をいたしました。それでもなお相手方法人が支払いに応じなかったため、11月27日付で地方

自治法の規定に基づき、専決処分による訴えの提起を行ったものでございます。まだ提起したばかりで、第1回の弁論の期日はまだ決まっておりません。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○内田 この事業者でございます会社のほうは、そもそも社会保険に加入していないのでしょうか。

○債権管理課長 そのようでございます。以上です。

○内田 あと、現況これから追って裁判を提起したということなのですが、給与の支払いというのは、会社側からこの個人の方には裁判提起以降支払われているんですか。

○債権管理課長 訴えの提起をしたのが11月27日なんですけれども、この方、従業員の方は既に退職をしております。なので、支払いをしてくれというのは、差押えをしてから退職をするまでの間に、天引きをしておくべきだったお金について支払えということでございます。以上です。

○内田 そうすると、この方は今何で生計を立てていらっしゃるのでしょうか。

○債権管理課長 退職したのは4月の末ということで、その後は個人で事業をしているというふうに聞いております。以上です。

○内田 個人事業を展開して以降、税、国保料の支払い状況というのはどうなっていますでしょうか。

○債権管理課長 現在も滞納がございます。以上です。

○内田 現在の所得というのは幾らぐらいですか。

○債権管理課長 現在は、月額30万円程度の収入があるということで本人から聞いております。以上です。

○渡部 ちょっと分からない点があるので、何点か伺いたいと思います。この会社に入る、入社する前の借金があって、会社に入ってから支払がなく、会社を辞めて、今自分で仕事をしている。そこでも滞納があるという関係でしょうか。

○債権管理課長 大体合っているんですけど、借金についてはこの方は住宅ローンがあるということ。それから、離婚されていて養育費があるということで、その支払いが住宅ローンと合わせて月々16万円あるんだということでございます。以上です。

○渡部 会社のほうが天引きをしていなかったわけなんですね。つまり税金ですか社会保険に入っていなかったということですから、国保に加入していて、国保の支払い、本来だったら社会保険に入るべき会社なのかなってちょっと思うんですけども、そういう本来会社が本人から天引きして納めなければならないものも会社は天引きしていなかった。だけど、本人が払っていない。今会社を辞めて、自分で事業をやっているっていったら、この会社に請求するお金も、本来本人に請求をして、本人が支払うべきお金ではないのでしょうか。

○債権管理課長 委員がおっしゃるとおり、確かにもともとの滞納が市県民税であ

ったり国民健康保険料であったりということですので、市のほうからこの方に請求をしていたんですけども、その支払いがなかったためにお給料を差し押さえたということでございます。以上です。

○**渡部** 途中にその会社は入るけれども、今この人が払うべきものも払っていないわけですね。それで、今16万くらいですか、いろいろとローンの返済とかも含めて、あと子供の養育費ですか。という、この方も収入が月30万ぐらいあっても、実際にいろんな支払いをしたら、かなり困難なケースじゃないかなという感じがするんです。そうすると、この人がちゃんと生活もでき、養育費も支払い、なおかつ税とか保険料も払うってなると、相当大変な生活になりはしないかなって思って、そうするとこの人の本当に生活再建のためにどうしていったらいいのかという視点で柏市と一緒に相談を今しているのか、していないのか、伺いたいと思います。

○**債権管理課長** まず、住宅ローン、養育費についてはある程度、18歳になるまでとかの期間は支払いはやむを得ないかなと。その分まで差押えというか、市のほうに払えということはしておりません。ただ、住宅ローンについては、住宅ローンを支払うから税金が納められない、保険料が納められないということは、ちょっと私どもの考え方としては、それは認められないと。不動産の差押えもしているので、もしそれが滞納のまま残ってしまうと、いずれ公売になってしまうということですので、ちょっと住宅の売却なども含めて、支出の見直しは求めているところなんですけど、この方ちょっと差押えとは別に、その残っている分について連絡があったときに、分納についての相談もあったんですけども、こちらから送った書類について返送がされていないというような状況で、また分割の支払いなども進んでいないというような状況でございます。以上です。

○**渡部** ここは担当委員会なので、こういう案件がたくさん来ます。専決処分だったり議案でかかります。そうすると、実際にその方を知らない、どういう状態のかなというのは柏市を通してしかやはり分かりません。ただ、いろんな困難を抱えている人って多いただろうと思うし、一つ一つそこは時間がかかっても丁寧に本当に対応していただいて、今回訴訟ですか、訴えの提起ですか、がいいのかなってちょっと思ったりもしますが、ぜひ途中で、何らかのやり取りで分納が発生したり示談になったりいろんな、もしかしたら示談ということもこれからあり得るのかしら。やっぱりこの方の立場に立ってというか、それこそ養育費まで、養育費も払えなくなるという状況になったら、そこで苦しむのはやはりお子さんたちでしょうから、そういう生活の実態、裏側というか、そういうところまでやはりきちんと考えての対応を望みたいと思います。以上です。

○**委員長** ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○**委員長** 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。事務調

査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 正副委員長に一任ということによろしいでしょうか。——では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め、正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題とします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

まず、冬の視察ですが、先例により1泊2日とし、予算は1人当たり6万4,000円以内となります。実施時期につきましては、皆さんに日程の調整に御協力いただいた結果、1月31日水曜日から2月1日木曜日の1泊2日に決まりましたので、よろしくお願ひします。

続いて、視察項目及び視察地についてですが、私のほうで少し調べたところ、兵庫県神戸市のEBPMエビデンスに基づく政策立案の推進の取組や大阪府寝屋川市の働き方改革推進プランについての項目はどうかと考えています。各市へ打診したところ、視察受入れは可能との返事をいただいております。委員長としては、これら2市を視察地としていたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、視察地は兵庫県神戸市及び大阪府寝屋川市とし、そのほか詳細につきましては正副委員長に御一任願います。なお、詳細は後日御連絡申し上げます。

ることといたしますが、急遽欠席する場合は事務局まで御連絡ください。

○委員長 次に、春の視察についてですが、日程と視察候補地の調整を行いたいと考えております。調整に当たっては、ラインワークスのアンケート機能を使用いたしまして、4月中旬から5月中旬までの間の皆様の御都合を確認させていただきたいと思っております。その際、各位において希望する視察項目及び視察候補地があれば、併せてお知らせください。内田委員につきましては、メールにて確認させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 3時22分閉会